

議事日程（第4号）

令和6年9月18日（水）午前10時開議

日程第1	議案第73号	湖西市いじめ防止対策推進条例制定について
日程第2	議案第74号	湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第3	議案第75号	湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の一部を改正する条例制定について
日程第4	議案第76号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
日程第5	議案第77号	湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について
日程第6	議案第78号	湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	議案第79号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議案第80号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第9	議案第81号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第82号	令和6年度通信指令装置・消防救急デジタル無線システム更新の契約締結について
日程第11	議案第83号	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第12	議案第84号	市道の路線の認定について
日程第13	議案第85号	市道の路線の変更について
日程第14	議案第86号	令和6年度湖西市一般会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第87号	令和6年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第88号	令和6年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第89号	令和6年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第91号	令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	議案第92号	令和5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第93号	令和5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議案第94号	令和5年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について
日程第22	議案第95号	令和5年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第23	議案第96号	令和5年度湖西市病院事業会計決算認定について
日程第24	議案第97号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について

- 本日の会議に付した事件 議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員 出席表のとおり
- 説明のため出席した者 出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員 出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 内山浩二登壇〕

○議会事務局長（内山浩二） 議案書の受理について申し上げます。

本日、議会運営委員会から意見書1件の追加議案が提出されました。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 次に、令和6年9月湖西市議会定例会関係書類の一部訂正について、総務部長から報告がございます。総務部長。

〔総務部長 安形知哉登壇〕

○総務部長（安形知哉） 報告をさせていただきます。

本定例会に配付させていただきました主要施策成果の説明書の表記に誤りがございましたので、御報告させていただきます。恐れ入りますが、主要施策成果の説明書またはタブレットのデータ、それから本日タブレットのほうに配信をさせていただいております訂正の一覧表を御覧ください。

訂正箇所は2か所ございます。1か所目は、主要施策成果の118ページ上段になります。観光施設管理運営費の事業の概要欄、海釣り公園駐車場利用台数17万2,128台を18万8,389台に訂正をお願いいたします。2か所目につきましては、195ページの中段になります。退職被保険者等高額療養費の事業の概要欄、医療給付全般状況の表中、年間給付額の一番下、合計欄、計36億9,212万8,238円を36億9,272万8,238円に訂正をお願いいたします。

以上となります。誠に申し訳ございませんでした。報告は以上です。

○議長（馬場 衛） 総務部長の報告は終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでござ

ります。

○議長（馬場 衛） 日程第1 議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。議案番号73 湖西市いじめ防止対策推進条例制定について御質問いたします。

1番目に。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 第8条第1項、児童等はいじめを行ってはならないを、いじめの禁止として条文化することをお考えになったか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。こども未来部長。

〔こども未来部長 鈴木祥浩登壇〕

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

児童等の心構えを規定した第8条では、第1項のいじめを行ってはならないという絶対的な心構えとともに、第2項及び第3項で規定している心構えを一つの条としてまとめることで、児童等の心構えが明確になると思われることから、特に別の条立てとすることは考えませんでした。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） それもよろしいんですけども、ただ、いじめの防止をやはり徹底するためには、条例での具体的な規定が必要だと思うんです。これを条文化することによって全ての市民、そして関係者、学校教育者などがすぐに分かる、本当に見れば分かる、いじめは絶対にいけないというふうに見れば分かるというそういうふうなことが、条例では必要ではないかと私は思いますけれども、その点についてはどうお考えですか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） いじめを行ってはならないというふうに明文化しておりますので、その辺は形式の問題ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。ただ、本当にいじめ禁止とはっきりと条立てするかどうかによって、違ってくるとは思います。

それでは質問2に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 湖西市いじめ防止基本方針及び湖西市学校いじめ防止基本方針を定めることを、条例で明記しない理由を伺います。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

いじめ防止対策推進法第12条で規定されている地方公共団体が定めるところの、地方いじめ防止基本方針として、湖西市では湖西市いじめ防止等のための基本的な方針が策定されております。また、同じくいじめ防止対策推進法第13条で規定されているが、学校が定めるところの学校いじめ防止基本指針は、市内小中学校で策定がされております。

以上のように、基本方針は法律に基づいて策定されるものであることから、条例での規定は必要ないものと判断いたしました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） しかしながら、国で定めてあることを、市民がすぐに分かるということではありません。また、本当によく市役所がそのように答弁されるんですけども、国の基本方針は全国的な枠組みというものを示すものであって、地域の実情に合わせた対策を講じるというところに、湖西市独自の条例というものが生きてくるんだと思うんです。なので、いじめ防止の基本方針を定めることを条例で明記することで、市の裏づけが生まれて、方針の実施が確実になっていくんじゃないかと私は思います。また、条例に明記することによって、方針の実施を強化したり、こういうものを定めなければなら

ないということを明記することによって、方針の実施を強化したり、また関係者の責任を明確にすることができるのではないかと思っています。

そしてもう一つは、やはり透明性と住民への信頼確保だと思うんです。市民の信頼を得て、取組に対する協力を得やすくしていくことが、この条例の基本的なことですので、市がこの問題に真剣に取り組んでいるんだよ、こういうふうに市でも学校でも基本方針を定めるんだよということを、はっきりと示すということは大事なことだと思うんですけども、その点についてどう思われますか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

市が定めるいじめ防止等のための基本的な方針、それから学校が定める基本的な指針、その辺については先ほど御答弁させていただきましたが定めであると。今後も、機会を捉えて見直しとかそういうものを行っていくこともあろうかと思います。その辺につきましては、啓発、広報等でこういうものがありますよということは、隨時、市民の皆様に伝えていくことが必要かと思っておりますので、条例に定める、定めないということは置いておいていただいて、法律上で定めてるものでございますので、それはきちっと市として定めていくという方針でありますので、それをこれから市民の皆様にも分かりやすく説明していく方策は取っていくということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 同じようなことで繰り返しになるかもしれませんけれども、国の法律まで市民が見に行けないし見に行かないんです。だからこそ、条例で明記するということが大切なことだと思うんです。国が基本方針の策定を定めているとしましても、湖西市の地域の特性や実情に合わせた独自の対応が条例によって必要なんです。なので、いじめ防止対策の一貫性と実効性が、これを入れることによって強化できると思います。その辺が市と私の意見との違いですけれども、また考えていただけたらなと思います。

それともう一つは基本方針です。基本方針をさらに強化して、全関係者が連携して取り組むための明確な枠組みを示すというところにもあります。このようにして、方針の実効性や透明性や持続性を高めるために、条例での規定が不可欠と私は考えています。

じゃあ3番のほうへ。

○議長（馬場 衛） 3番ですね、どうぞ。

○9番（福永桂子） 守秘義務を明記されるおつもりがあるか伺います。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。
この業務に関わることとなる我々公務員は、地方公務員法第34条において、地方公務員の秘密を守る義務、いわゆる守秘義務が規定されていることから、条例ではその点については明記する必要はないと考えております。

なお、市民及び地域団体等における秘密漏えいの禁止に関しては、第7条第3項、市民等及び地域団体等の責務に定めるものとしております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） なぜ公務員だけが範囲に及んでないのかということは、ちょっと理解しにくいんですけれども、いじめ問題の特性上、やはり関与するものの範囲は広範囲にわたりますね。守秘義務を条例で明確に規定することで、市民や地域団体、また公務員、学校関係者などの関係者が守秘義務の重要性を理解して、そして責任を果たすための共通認識を持つことができると思うんです。法律と条例の規定が別々では、法律で定めてあるよ、あっちで、こっちでと別々では意義と適用範囲が十分に伝わらないのではないかと思うか、その点についてどう思われますか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

公務員に関しては守秘義務、いろんな全ての業務に関して守秘義務があるということで、皆さん御理解していただいてるところだと考えております。先ほども申し上げましたが関係する皆さん、市民それ

から地域団体等においては、秘密漏えいの禁止の規定を設けておりますので、その点で網羅できるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） いじめに関する情報は、本当に被害者の人生に深く深く関わるものなんです。そして、生涯にわたって保護されるべきものなんです。この生涯にわたってというのが、やっぱりすごく大切なことで、生涯にわたる守秘義務を条例で明確に規定すべきだと思うんです。それがここには軽く載っているだけなんですが、その点についてはどう思われますか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。
今度制定するところの条例の中に、秘密漏えいの禁止だとか、公務員には守秘義務があるということをご存じますけども、その辺は生涯にわたってもという理解ができると考えておりますので、今回の条例のほうに守秘義務を改めて明記するということはしてございません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） ちょっと分かりにくいお答えなんですかね、やはり条例で明確にすることでのいじめ問題に関わる全ての人たちが、共通の認識を持ってその責任を果たすことが可能になるんです。国の法律に頼るだけでは、この具体性を欠いてしまうと私は思います。いじめ防止における実効性と市の責任と明確にするために、不可欠であると私は訴えます。

それでは、次に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 4番、財政上の措置を明記しない理由を伺います。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。
いじめ防止対策推進法第10条において、財政上の措置等として国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために、必要な財政上の

措置、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすると規定されていますことから、条例では明記する必要はないと判断いたしました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 国とおっしゃるんですけど、条例は湖西市の条例ですので、本当にこの市に合った、地域の実情に合った条例にしなければならないというところを、重視していただきたいな思うんです。

やはりいじめ防止対策には、継続的な資金の投入が必要なんですよね、それは明らかなことです。やはり長期的な対策の実効性、それが確保できるためにこの条例に財政措置を明記しておくべきだと思うんですけども、その点についてはどう思われますか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

国の法律で財政措置をしなさいよと、取るのは当然ですよというような意味合いで書かれていると思いますけれども、我々、市の行政を行う施策、事業を行っていく上で予算措置というのは必ず必要になってまいります。いじめに関する施策が必要になれば、当然予算要求をしていく、説明しながらこういうものが必要ですよ、こういう予算が欲しいですよというふうな措置は必ずしていくものなので、あえてここで条例の中に予算措置として、財政措置としてという文言で定めることはいたしませんでした。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 必ずしていくものが、その根拠がどこにあるかよく分からないんですけども、やはりいじめ対策がその時々の予算状況に左右されるおそれがあるんではないかとも思われます。なので、条例に一定の財政措置を盛り込むことで、安定的な取組が可能になるのではないかと思うか、その点についてはどう思われますか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

そのときそのときの緊急的な予算措置が必要な場

合には、それなりの予算を充用させていただくということも考えられますし、これから行っていくいじめ防止対策という観点では、事業の枠組みをつくってそれに対して予算がどのくらい必要になるかということも検証しながら、予算要求をしていくということでございますので、緊急な場合に対応できないというようなことではないかなというふうに、私どもは理解しております。ですので、今回条例のほうに書いてないじゃないかということですが、先ほども申し上げたように国の上位のほうにも書いてございますし、それに対していじめの施策を行う場合には、当然に予算要求をしていくことになりますので、そういう御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 考え方の違い、見方の違いかもしれませんけれども、現行予算の範囲内だけで対応しますと、啓発活動や教育の規制が制限される可能性があるのではないかでしょうか。また、条例制定に伴う新たな施策を効果的に推進するためには、やはり専用の予算を確保することは必要なことです。なので、しっかりと明記しておくことが必要だと私は思います。

それでは、次へ入ります。

○議長（馬場 衛） 最後ですね、どうぞ。

○9番（福永桂子） 5番、条例を制定するに当たって、住民への周知啓発、学校での教育が必要だと思いますが、そのための予算措置をお考えかお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

条例制定につきましては、広報紙やウェブサイトで周知するほか、6月議会の補正予算において周知・啓発用のリーフレットや、チラシなどの作成費用を予算措置させていただいております。それらの中でも、条例制定について周知してまいりたいと考えておりますので、改めて予算措置につきましては予定してございません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） それでは、そういう周知啓発とかは必要と認識していらっしゃるということですね。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

当然必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） ぜひ、市民に広く深く周知していただきたいなと思います。

これで終わりますけれども、湖西市独自の条例制定の必要性を、私は本当に強調したいと思います。国がというその法律だけでは、不十分であると思っていますので、ぜひ市民に身近な条例になることを願っています。

これで私の質問は終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 福永桂子議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第2 議案第74号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題いたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お詫びいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○2番（山本晃子） 2番 参政党 山本晃子です。議案第74号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定に関して、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成25年に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入されました。

マイナンバー制度は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として位置づけられております。

現在、日本においては日米デジタル貿易協定により、G A F A Mなどの巨大プラットフォーマー企業に有利な規定がTPPを強化する形で定められており、国境を越える個人情報を含むデータの自由な移転、コンピューター関連設備の国内設置要求の禁止などのルールが制定されています。

このような状況にもかかわらず、国や地方自治体で使用されているサーバーはアマゾン、グーグル、マイクロソフト、オラクルといったアメリカの民間企業に委託管理されており、日本国民の機密情報が閲覧、分析されるリスクをはらんでいます。

また、平成29年から本格的に運用が始まったマイナンバーカードにおいては、度重なる誤登録が発覚し、政府がデータの登録について総点検を実施する事態に至っています。

精査の結果、他人の情報が誤ってひもづけられたケースが、総点検前に先行実施した分を含め計1万5,951件に達しました。これを受け、政府の個人情報保護委員会が、デジタル庁やシステムを運用する企業、幾つかの地方自治体に行政指導を行っています。それにとどまらず、国税庁や特殊法人から入力業務等を委託された業者や、その再委託先が個人情報を漏えいしてしまった事例、またマイナンバーを扱う民間企業においても管理が行き届かず、個人情報を漏えいしてしまっているケースが報告されています。

以上のように、マイナンバー制度はあらゆる個人情報を政府が一元管理する制度であり、厳格な取扱

いやプライバシー保護について、極めて慎重に対応する必要があります。

しかし、マイナンバーカードについては立法事実がない任意のサービスであり、国がその発行に対して責任を負わない状況となっています。

個人情報管理において、このような深刻な問題が存在するため、マイナンバー制度自体に抜本的な見直しの必要があると考え、反対とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第74号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第75号 湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第75号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第76号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第76号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第77号 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、1番 相曾桃子議員の発言を許します。

〔1番 相曾桃子登壇〕

○議長（馬場 衛） 1番 相曾桃子議員、どうぞ。

○1番（相曾桃子） 1番 相曾桃子です。議案第77号 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について質疑させていただきます。

簡潔に申し上げますと、今回の条例改正では「第

4条センターは次に掲げる事業を行う。（1）子育てに係る交流に関することを「（1）子育て中の親子の交流促進及び交流の場の提供に関すること」としていますが、保護者ではなく親子と記載した理由をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。こども未来部長。

[こども未来部長 鈴木祥浩登壇]

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

本市の子育て支援センター、いわゆる地域子育て支援拠点は、地域子育て支援拠点事業実施要綱、これはこども家庭庁の成育局長からの通知によるものですが、それに基づき運営しております。

この要綱の中では、子育て家庭の親とその子供のことを、主としておおむね3歳未満の児童及び保護者を子育て親子というとして、事業の対象としていることから、本条例も同様の解釈により整理させていただいて記載しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 条文中にも、第1条中に児童福祉法第6条の3第6条6項に規定する地域子育て支援拠点事業等を実施する施設として加えております。その法律の文言の中には、地域子育て支援拠点事業とは内閣府令で定めるところにより、乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業というふうに書かれております。

先ほどの部長の答弁の中にも3歳未満の親子を総じて保護者という感じで言ってましたけれども、そうしたら保護者でいいと思うんですけど、そこをなぜ保護者ではなく親子と記載したのかということを聞きたいんですが。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

少し分かりにくかったかと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、この事業に関しましては、こども家庭庁の成育局長通知というものの実施要綱によって運営しているということでございま

して、その中に出でてくる文言といたしまして地域子育て支援拠点事業の対象としては「子育て親子といふ。」ということで記載してございます。

私もとしましても、この文言に関しましては利用を制限するとかそういうことで使おうとしてるわけではございませんで、広く使っていただきたいということ、それから子育て親子を中心に使っていただきたいということで表現させていただいております。

それから他市町、県外の市町に関しても少し調べさせていただきましたが、同じようにこの要綱の文言、子育て親子といふところを使っていらっしゃる市町もございました。ほかで使ってるからということではなくて、湖西市の場合もその文言によって利用を規制することなく広く使っていただきたいという思いで、この言葉を使わせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） そうしたら、第7条のセンターを利用することができる者は、小学校就学前の児童及びその保護者とするというふうに、こちらは保護者と明記されてるんですけども、そこの保護者とこの親子では違うんでしょうか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういうふうに読めるかと思いますけれども、先ほども申し上げましたが利用を広く、例えばおじいちゃん、おばあちゃんとお子さんが一緒に来て使っていただくというところもございます。そこで、子育てに関わる家庭の中の人たちに使っていただきたいということの意味を込めまして、文言は保護者でなく何で親子なんだということでございますけれども、うちの湖西市の場合はそういう表現でこの施設を使っていただくということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 承知いたしました、終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、1番 相曾桃子議員の質疑を終わります。

続いて、2番 山本晃子議員の発言を許します。

[2番 山本晃子登壇]

○議長（馬場 衛） 2番 山本晃子議員、どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子です。同じく議案第77号についてです。

湖西市新居子育て支援センターの休館日を月曜日と年末年始とし、湖西市新所子育て支援センターの休館日は日曜、土曜、祝日、年末年始とする理由を教えてください。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。こども未来部長。

[こども未来部長 鈴木祥浩登壇]

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

湖西市新居子育て支援センターの休館日を月曜日と年末年始、それから湖西市新所子育て支援センターの休館日を日曜日、土曜日、祝日、年末年始と設定する理由は、年末年始を除き、いずれかのセンターが常に開館していることで、親子が気軽に遊べる場所を常時提供するためでございます。

さらに、新所子育て支援センターには発達相談支援機能を付加しており、幼稚園やこども園への相談訪問なども行っていくため、園の開園日に合わせて開館日を設定しております。

発達相談支援は、子供が入園後、集団生活を通じて気づくことが多いことから、今後も園との連携を重視し、発達相談支援と子育て支援センターの運営を両立させる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。私のほうは、発達支援の御相談をされる場合に、土曜、日曜、祝日がお休みだと、利用者側からすると利用しにくいのかなと思ったんですが、今の御答弁だと園が開いている日のほうが連携して活用ができるといいという判断で、こういった休館日になってるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりなんですかでも、基本的にはそういう考え方で、園との連携ということを強化していくという目的が一義的にはございます。しかし、市民の中にはやはりそれ以外の日に相談したいというようなこともございますことから、今後、講座については土曜日の開催なども検討していく余地はあるかなと。相談の場所として機能するような形を、今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございました、承知いたしました。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 山本議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

1番 相曾桃子議員。

[1番 相曾桃子登壇]

○1番（相曾桃子） 1番 相曾桃子です。議案第77号 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定については、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの質疑でもありました保護者という言葉の定義が、非常に曖昧です。親子と記載されると、今いろんな家族の形がございまして、部長のおっしゃる意味は分かるんですが、言葉はしっかりと定義したほうがいいと思います。ですので、条文中、保護者という明記も第7条のほうではされていますので、言葉はそろえたほうがいいと思いますので反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛）　ただいまの討論は反対討論でございました。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第77号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛）　挙手多数であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛）　日程第6　議案第78　湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、13番　佐原佳美議員の発言を許します。

○議長（馬場 衛）　それでは、13番　佐原佳美議員どうぞ。

〔13番　佐原佳美登壇〕

○13番（佐原佳美）　13番　佐原佳美でございます。議案第78号　湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

第16条の調査審議するための合議体である湖西市災害弔慰金等支給審査委員会の構成は何人で、どのような有資格者や役職者で構成されるのか、お願ひします。

○議長（馬場 衛）　登壇して答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長　太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志）　お答えいたします。

審査委員会の委員は、5人以内で組織をいたします。また、資格につきましては医師、弁護士、それから市長が適当であると認める者で構成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛）　佐原議員。

○13番（佐原佳美）　ありがとうございました。再

質問ですが、災害関連死なども検討していただく合議体なもんですから、医師の中にはもともと基礎疾病があつたり、直接死の場合は分かりよいですけれども、そういう関連死という場合にはお医者さんの専門とする科が、精神であつたり内科、外科とかあると思うんですけども、どのようなお医者さんに依頼をしておくのか、お願いします。

○議長（馬場 衛）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志）　お答えいたします。

医師につきましては、内科・外科・精神科の医師を考えております。内科・外科につきましては湖西医師会を通して推薦をお願いしようと思っておりますが、精神科の医師が湖西市はいらっしゃらないということもありますので、精神科の医師につきましてはお隣の浜松医師会ですか関連大学を通して、依頼をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛）　佐原議員。

○13番（佐原佳美）　よろしくお願ひします。

あと、後段のほうで市長が適當と認める者という、委員の合議体の審査するメンバーのお話がありましたが、例えばどのような方を想定してますか。

○議長（馬場 衛）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志）　お答えいたします。

市長が適當と認める者につきましては、今考えておりますのは大学の教授ですかソーシャルワーカー、それから健康福祉部長、市の部長から選出をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛）　佐原議員。

○13番（佐原佳美）　分かりました。経験してある市が悲しいことにたくさんの市町もありますので、またこのようなことが実施されないことを願うばかりですけれども、また事前の訓練などもしていっていただけたらと思います。

質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛）　以上で、13番　佐原佳美議員の質疑を終わります。

続いて、17番　神谷里枝議員の発言を許します。

〔17番　神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝議員、どうぞ。
○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。通告に従いまして、質疑を行います。

ただいまのところですけども、弔慰金審査委員会を、人数などは先ほどの答弁で分かりました。審査委員会を設置するに当たりまして、運用規定とか設置要綱などはどうになっているのか、お伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。健康福祉部長。

[健康福祉部長 太田康志登壇]

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

審査会の運用についてですが、今回この条例改正の議案が議決されましたら、湖西市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関して、所掌事務ですとか組織、任期等を規定した規則を公布する予定であります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。議決後に規則等を定めるということありますので、速やかに取り組んでいただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 附則の2において、平成23年3月11日以降に生じた災害死亡が対象となることですけども、理由をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月に施行され、その法律で平成23年3月11日以降に生じた災害に関して、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における同一生計等の兄弟、姉妹が加えられました。

国からは、この法律の改正に伴って、市におきましても条例の改正に取り組むよう通知がございましたので、それに基づき国が示した案のとおりに改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 法改正に基づいてやるということですけども、平成23年からというと随分昔のように感じるんですけども、条例改正とあまり関係ないかもしれません、湖西市内においてもこういった対象となる方などはお見えになるんですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

湖西市におきまして、平成23年以降、この災害弔慰金の対象となる方はいらっしゃいませんでしたので、この附則で特に影響が出るというものはないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第78号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第79号 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

てを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、13番 佐原佳美議員の発言を許します。

[13番 佐原佳美登壇]

○議長（馬場 衛） 13番 佐原佳美議員、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。議案第79号、湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてお伺いいたします。

入居手続第10条は、旧の連帯保証人の連署する請書を提出することから、改正案の新では規則で定める連絡先等届出書及び誓約書を提出することと変更されますが、連絡先の対象は緊急連絡先との説明がございましたが、市営住宅入居者に対してどのような役割を担う方になるのか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

[都市整備部長 小倉英昭登壇]

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

連絡先等届出書で届け出た緊急連絡先の方の役割としては、入居者が事件や事故に遭遇したとき、連絡が取れなくなったとき、家賃をある程度の期間滞納してしまったときなどに連絡させていただき、管理者からの求めに協力していただくものでございます。

今までの連帯保証人制度との大きな変更点は、家賃の滞納などの債務について責任を負うことがなくなる点でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 今までなかなか連帯保証人がなくて、市営住宅に入れないという相談を私も受けていて、軽々しく私自身もなれないし、ほかの方にも頼むわけにもいかないという、事の解決はできなかなと思うんですけれども、連絡先の人の条件みたいのはあるんでしょうか、1人いればいらっしゃればいいということですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 今回、緊急連絡先には2名の方を想定をしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。事故とか事件とかに巻き込まれたんじゃないかなというようなときとか、連絡が取れないときということで、じゃあもし連絡が取れなくてその方とともに住宅に入ったりした場合に倒れていて、入院するとかそうなったときに、病院への手続なども一緒に行うということですか、連絡先とはいっても鍵を持ってなかったりする場合が多いと思うんですよね。入院搬送のときに必ず入院手続をしてもらうために、その人はいてもらわないと困るということも条件ですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 当然連絡先になりますので、そういったお世話といいますかそういったお手伝いというの必要になろうかと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 万が一、予測で申し訳ないんですけども、ただ連絡先ですからって気安く分かりましたって、連絡先になりますよって手を挙げて市役所へ通知したとしても、入院したりした場合に天涯孤独のような方で、何とか知人、友人の一人として連絡先にはなったけれども、悲しくも亡くなってしまった場合とかの身元引受というか、御遺体を預からなきやいけないとか、埋葬とかそこら辺まで及ぶんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 残念ながらお亡くなりになられた場合ですと、連絡先が相続人であれば御遺体を引き取っていただくということになります。連絡先が相続人でない場合につきましては、法定相続人をこちらのほうで探して、御遺体の引取りというものを進めてまいりたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） いろんなことが起きてみないと分からぬわけですけれども、ただ、今までのような家賃を滞納したら連帯保証人のところに請求が来て、金銭的な責任まで負えないよというようなこ

とが回避されたということは分かりましたが、責任持って連絡先を受ける人がやっぱ必要だなということを思いました。

あともう一点として誓約書、連帯保証人を求めない代わりに先ほどの知人、連絡先の届出と誓約書を出すことって、その誓約書の内容はどういうもの、恐らく御本人が書くものだと思いますけど、内容はどういうものでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

誓約書の目的は、入居するに当たり関係する法令の遵守及び共同生活の秩序を乱さないことを誓約してもらうもので、使用方法や家賃の支払い、住宅管理、迷惑行為、緊急先への連絡などを定めた内容となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。家賃を滞納したら退去ってなるわけですよね、どのくらい滞納したら退去しなきやならないのかとか、もちろん連絡先とも相談しながらでしょうけれども、そこら辺の経済的な相談というのは、多少は乗ってくれるですかね。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 市営住宅入居のときには3か月の敷金をお預かりしますので、3か月以上の滞納があれば当然督促もしていきますし、その後のどうしたらいいかという御相談のほうをかけていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。とにかく住むところがどんな人でも得られるという、空いてさえいれば入れるということは大いにうれしい改正だなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分とさせていただきます。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開します。

引き続き、議案第79号の質疑を続けます。

14番 竹内祐子議員の質疑を行います。

[14番 竹内祐子登壇]

○議長（馬場 衛） 14番 竹内祐子議員、どうぞ。

○14番（竹内祐子） 同じ議案でお願いします。

私は、第8条の4の市長が必要に応じて意見を聞くため、湖西市営住宅入居者選考委員会を置くとありますどのようなときなのか、また入居者選考委員はどのような人がなるかをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

[都市整備部長 小倉英昭登壇]

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

入居者選考委員会は、常に設置されているものであり、通常の困窮順位による選考や抽せんでは決め難い事案が生じた場合などに、委員会の意見を聞くことができるというものですございます。また、入居者選考委員は7名以内の委員で組織するもので、委員は民間の居住者支援法人や福祉部門の市の職員、さらには学識経験者や地元関係者などに委嘱または任命するものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりましたけど、予算の話になっちゃうんだけど、予算のときに4人って言われて、私の記憶だと予算が2万5,000円取っていて、だけど今7人以内でって言って、この2万5,000円で通常置いてるって言われたんだけれども、この予算で足りるんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） まず、予算のことはさておき、必要となったときに会を開催をする、委員は事前に決めてありますて、必要になったときに皆さんに寄っていただいてというものですございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。常に置いていますけれども、委員会を開くときがあるときだけということで分かりました、了解いたしました。

次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） 使用料のところで、51条4の特別の事情がある場合とは、どのようなことか伺います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

特別な事情とは、入居者または同居者の収入が著しく低額であるときや、日常生活に影響を与える重大な病気にかかっているとき、災害により著しい損害を受けたときなどを想定しております。

なお、これらの取扱いにつきましては、第15条の家賃の減免または徴収猶予と同様の運用をしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。駐車場の使用料のところで、家賃と同様のものにしていくということで理解いたします。

次に行きます。立入検査のところで第55条、市長の指定した者とはどのような人に検査をさせるのか、伺います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

市長の指定した者とは、建築住宅課の職員でございまして、現在は7名の課員全員が指定をされております。よって、常に身分を示す証票を携帯しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました、以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、14番 竹内祐子議員の質疑を終わります。

続いて、2番 山本晃子議員の発言を許します。

[2番 山本晃子登壇]

○議長（馬場 衛） 2番 山本晃子議員、どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子です。同じく、議案79号です。

先ほど、緊急連絡先の方が2名ということは理解したんですが、緊急連絡先の方の詳細を教えてください。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

[都市整備部長 小倉英昭登壇]

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

連絡先等届出書には、2名の方の緊急連絡先が必要となります。緊急連絡先1は、原則65歳未満の同居者以外の親族、緊急連絡先2は同居者以外の親族、友人または知人で、静岡県または愛知県に居住する方、現在利用している介護サービス事業者、静岡県の指定を受けた居住者支援人のうち1名を条件とし、緊急連絡先1の届出ができない場合には、緊急連絡先2の条件で2名の届出となります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。そうしますと、確認なんですが友人、知人で2名で大丈夫という理解でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 友人、知人で2名でかつ静岡県、愛知県にお住まいの方というものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました、ありがとうございます。

では2番の。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） 緊急連絡先及び入居者に関して、こちらは外国人も同等の条件が対象になりますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

入居につきましては、現在も入居資格の条件を満たしていれば、外国人の方でも入居可能となつてお

ります。

緊急連絡先として届け出る外国人の方も、入居条件と同様、住民登録をしている外国人の方であれば、緊急連絡先の対象となり得ます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。そうしましたら、この改正によって起こる弊害というのはどういったことを想定されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 特段想定はしておりませんが、この後の福永議員の回答にもなりますが、連帯保証人制度で債務の負担がなくなるという面では、リスクが若干あるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました、若干のリスクということですね。理解いたしました、ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○2番（山本晃子） はい、以上です。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 山本晃子議員の質疑を終わります。

続いて、9番 福永桂子議員の発言を許します。

[9番 福永桂子登壇]

○議長（馬場 衛） 9番 福永桂子議員、どうぞ。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。同じく、議案番号79号について御質問させていただきます。

今までにたくさんの議員が質問されたんですけれども、今まで出なかったトラブルを想定されてて、その場合の対応についてはどうお考えか、まだありますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

[都市整備部長 小倉英昭登壇]

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

連帯保証人を廃止することによるトラブルというものは想定をしておりませんで、強いて言うのであ

れば、連帯保証人の廃止に伴う家賃収納率の低下、それと滞納の増加、あと死亡などによります残置物の処理など、いわゆるこちらのほうはリスクというふうに捉えております。ただ、こうした状況にならないように、入居者に対し電話や訪問など、きめ細やかなコミュニケーションと、居住者支援法人の紹介や成年後見人制度の周知などの対策を、講じる必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） いろんな対策を講じていただけるということで、一つお聞きしておきたいのは、連帯保証人の代わりに例えば家賃保証会社の導入など、さらなる保証策の検討は行われているんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

今回の連帯保証人をやめて、緊急連絡先にするというその一步前の段階で、連帯保証人さんから保証協会のような会社を通したらどうだっていうような議論はしてまいりまして、行き着いたのがやはり連帯保証人制度をやめて緊急連絡先にして、市営住宅へより住んでいただこうというふうな結論に達しました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。そうしたら、連帯保証人の今おっしゃったような廃止の背景には、住宅確保、要配慮者とか独居老人とか、そういう方のためへの配慮があると思うんですけども、具体的な効果はどのように見込んでされたんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 効果というか期待するところになりますけども、今まで保証人さんがつけられなくて入ることができなかつた方というのが、やはり年数件御相談を受けまして、お断りしているというような実績がございます。もう一方では、市営住宅自体が老朽化に伴いまして、なかなか入ってくれない人がいるというようなこともあります、今回2つの保証人さん云々というようなお話を、もう

一個は築35年以上経過した市営住宅の入居のハードルを下げるましょよというような、二本立ての条例改正をお願いをしてますけども、やはりその市営住宅により入っていただきたいというのがありますと、今回このような条例改正を上程させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 同僚議員が言われたように、空いてさえいれば入れるということができるというのは、大変よいことだと思います。

最後に、連帯保証人の廃止によるリスクとその対応策を十分に検討して、明らかにされた時点で必要に応じてより強固といいますか、強固な対策の導入も考えていかれるっていう理解でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） そういう理解をしていただければありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） これで私の質問は終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 福永桂子議員の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝議員の発言を許します。

[17番 神谷里枝登壇]

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝議員、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。同じく、議案第79号について質疑をさせていただきます。

まず、1点目です。単身入居者の下限年齢の撤廃ということですけども、何歳から入居資格に該当するのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

[都市整備部長 小倉英昭登壇]

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

民法第4条（成年）に定められる年齢18歳以上が入居資格に該当いたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

2点目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 住宅セーフティネット法に定められる住宅確保要配慮者には、障害者も含まれておりますけども、障害者が自立生活をしたい場合なども含まれているのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

本条例の第5条に障害者が含まれており、今回改定をしようとする箇所ではございませんので、改定後も含まれているというものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 第5条に含まれているということですけども、障害者の方が入りたいって言ったときに、今回条例改正する連帯保証人の関係ですけども、こういったときにいわゆる成年後見人とかそういう方には保証人になっていただければ、十分利用できるという、まずそういうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） そういう場合も成年後見人、例えばなかなか親族云々というところが難しければ、成年後見人の方をお二人お願いすればいいということですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お二人記載いただければよろしいかと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 届出書とか誓約書、これは書いたものを市役所の窓口に持つていけばいいのか、それともやっぱり本人が来てその場で署名してもらったほうがいいのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） まず取りにきていた
だいたときに、一通り御説明さしあげて御自宅に帰
ってゆっくり書いていただいて、市役所のほうに提
出というふうになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） そうしますと、しっかりとそ
の保証人になっていただくとか、緊急連絡先になっ
ていただくということを、相手方の方にしっかりと理
解した上で書いてあればいいんですが、そこら辺の
確認はいかがなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

緊急連絡先の方には、住民票の写しを頂くよう
なっておりますので、その時点できちっと市営住宅
を借りる方が御説明していただき、住民票を取って
いただいて了解したというふうになろうかと思いま
す。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。住民票は本人
が取ってくるので、その辺はしっかりと承知して緊急
連絡先等を提供するっていうふうに理解はします。

では、3番目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 第10条にて、連帯保証人の連
署から連絡先等届出書及び誓約書に改めること
ですけども、市営住宅ということを鑑みまして家賃
滞納時の対応など、懸念事項への対処方法は検討済
みということでおいででしょうか。先ほどの答弁の中
にも含まれておりましたけども、いま一度お伺いし
ます。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

やはり、入居者に対してコミュニケーション
が非常に大事かなというふうに思ってますので、電
話連絡であったり訪問などしてきめ細かなコミュニケ
ーションを取っていきたいなというふうに思って
おります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） コミュニケーションをしっか
り取っていくことですけども、先ほどの答弁の
中にも居住支援協議会云々という御発言があつたよ
うに思うんですけども、こういったものは市で設置
するんですか、県とかそういうふうで設置をして
湖西市に問題が発生した場合に、こういった協議会
等へ問題を投げかけて解決していくであらうって、
そういう解釈でしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 先ほどお話をしま
した居住者支援法人というものは、緊急連絡先の一つ
というかお一人、成年後見人の方であつたり親族で
あつたりというお話をさせていただきましたけども、
緊急連絡先2のほうになるんですけども、まず緊急
連絡先の1というふうをもう一回説明いたしますと、
原則65歳未満の同居者以外の親族の方、連絡先2の
ほうになりますと同居以外の親族でもいいですし、
友人または知人で静岡県または愛知県に在住する方
でもオーケー、そして現在利用しております介護サ
ービスの事業者様でもいいですし、静岡県の指定を
受けた居住者支援人、以上、緊急連絡先2のほうは
幾つか申し上げました中の1人でいいんです。とい
うことで居住者支援法人、この方でも連絡先の2人
のうちの1人にはなり得るということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分からなくなってきたんですけども、居住者支援法人をちょっと調べたら亡くな
られた方の後の残ってるものを処分したり、そういう
ことをやるという、何かそういうことを請け負つ
てくれるみたいなんですが、じゃあこういった
方を緊急連絡先の一人とするということは、混乱し
てるかもしれませんのが住民票とかそういうものも
提出してもらうということですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 個人の方であれば、
住民票を添付というのが必須になってきますけども、
法人の方であれば法人の証明書のようなものでも代
用できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 隨分複雑かなって質問を通して今感じたものですから、今後しっかりこういったものをもう少し簡素化して、こういった人をこういう場合には第一、第二候補にはこういう人とか、そういうのを分かりやすい資料をまとめて、情報提供をしていただいたほうが、よりスムーズに行くのかなっていう気はしました。

築35年以上たった単身者の市営住宅の空き状況を改善したいということであれば、より早くより分かりやすい資料を市民に提供して、改善されたほうが多いかなと思いますけども、そういった情報提供はどのようにお考えですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 情報提供のほうは、ウェブ上でも当然宣伝はしていきますし、あと分かりやすいパンフレット、緊急連絡先の書式がございますので、そういったところに例を示しつつ、皆様に案内できたらなというふうに考えてます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） よろしくお願いします。2人のうちの1人のほうにそういった公益法人のところもいいよって、そうすると費用が発生するのかどうかも現時点では把握していないんですけども、そういったことも含めましてより丁寧な説明をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

13番 佐原佳美議員。

○13番（佐原佳美） 今いろいろ同僚議員、先輩議員のお話を聞いていて思い出したんですけども、以前、連帯保証人がなかなか市内で確保できない、古い話をして申し訳ないですけど、市内でっていうのがあって、市内では見つからないといったときに3時間以内で来られる、愛知県でも東京でも新幹線だったら3時間以内で来られるというところで、そ

いう親族でもいいって改正してもらったときもありますが、今回はこの緊急連絡先になる方というのはあくまでも静岡県、愛知県在住者か、先ほどの居住者支援法人か成年後見人とかそういうことになるんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

分かりにくくてすみません。まず緊急連絡先1につきましては、原則65歳未満の同居以外の親族、こちらにつきましては地域要件はありません。緊急連絡先2のほうにいきますと同居以外の親族、こちらも地域の要件としては設定はしておりません。友人、知人になりますと静岡県または愛知県に居住の方と、ここで初めて地域条件をつけさせていただいております。それでもなかなか御友人、知人が見つからないよという方に関しましては、介護サービスの事業者であったり静岡県の指定を受けた居住者支援人というふうになりますので、地域要件としては友人、知人、こちらのほうが静岡県または愛知県に在住の方となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 今、先輩議員もちょっと勉強してきましたみたいな、研究しますというお話だったんですけど、親族に関しては分かりました。地域の指定はない、それとこの居住者支援法人っていうものが市内に1か所今あるというところですが、この人を頼む場合には1回だけ費用を払えばいいのかとか、毎月払うとかそこら辺は御存じですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 細かなところというのはまだ承知はしてませんけども、恐らく個人とこの法人とで契約を結んでいただくようになろうかと思います。その契約のときに、恐らく費用が発生するのではないかというふうには思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。今までがすごいネックだった連帯保証人というのがいろいろ置き換わったんですけども、私は最初2人って明記しな

くていいのかなとも思ったんですけど、2人どちらかともっと深いもんですから、先ほど部長がおっしゃったようにまた分かりやすいチラシ等をつくっていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○2番（山本晃子） 2番 参政党 山本晃子です。議案第79号 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正案によって、市の負担に対するリスクが大きくなると私は考えます。また現在、日本における外国人比率は約2.7%、それに対し湖西市は7.3%で非常に高いと言えます。

また昨年、湖西市では322人の子供が生まれ、337人の外国籍の方が転入され、717人が亡くなっています。これを分かりやすく、毎年300人が生まれ300人の外国籍の方が転入され、700人が亡くなっていると仮に仮定しますと、10年後には湖西市民の約12%の方が外国籍ということになります。非常に多いと言えるでしょう。

他市町の状況を見ると、古い公営住宅に外国籍の方が数世帯入居されると、同じ国の方がその団地を次々と希望することにより、特定の公営住宅に外国人の方が増加してしまうということが起こっているようです。

今回の改正案は、非常に入居がしやすくなることから、そういった傾向が強くなると思います。外国籍の方にしてみると、コミュニティが形成されて

よいこととなるのでしょうが、日本人からすると生活習慣の違いなどから発生する外国人居住者とのトラブルを招き、大きな問題となる可能性が高くなります。最近では、埼玉県の川口市での外国人トラブルはかなり深刻な状態となっており、決して人ごとではありません。

国からの通知は、保証人の取扱いに関しては各自治体の判断に委ねられるとし、その地域の実情を総合的に勘案して対応をとのことです。湖西市の高い外国人比率は、地域の実情を総合的に勘案するということに十分当てはまると思います。申し上げるまでもなく、市営住宅は市民の皆さんの大切な財産であり、税金で運営をしています。滞納が増えたりすれば、市民の皆さんの負担が増えることになります。

これらの理由から、私は日本人と外国人の区別をすべきだと思います。日本人には改正案の適用をし、外国籍の方には従来どおりが妥当だと考えますので、原案には反対いたします。

念のため申し上げますが、今申し上げたことは決して差別意識からのものではなく区別です。私自身、外国も大好きですし外国人の友人もおります。言ってみればビザの制度も同様だと思います。必要に応じて国籍ごとに蛇口を開け閉めするのは、入管行政の鉄則です。これと同様だと私は考えております。そして、安易な緩和によって長年日本で真面目に暮らしてきた外国人が不利益を受けないためにも、必要なことだと考えております。

以上をもちまして、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第79号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第80号 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○2番（山本晃子） 2番 参政党 山本晃子です。議案第80号 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について反対いたします。

先ほどの議案第74号で申し上げました同じ理由から、反対といたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第80号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第81号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。

初めに、5番 柴田一雄議員の発言を許します。

〔5番 柴田一雄登壇〕

○議長（馬場 衛） 5番 柴田一雄議員、どうぞ。

○5番（柴田一雄） 5番 柴田一雄です。議案第81号 湖西市給水条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。3点ほど通告をさせていただいております。

まず1つ目です。今般の条例の一部改正におきましては、令和7年4月1日より水道料金が実質的に値上げになるという趣旨でございます。私が所属しております建設環境委員会の勉強会、また先日の議員全員協議会の場におきましても説明をいただきましたが、今回の背景と経緯について市民の皆様に向けましても分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

湖西市の水道事業は、人口減少に伴う水道料金の減少見込みである一方、水道施設の老朽化や耐震化への対応には多額の費用がかかる見込みとなっております。また、近年の社会情勢の変化によります物価上昇や燃料費の高騰の影響を受け、人口減少に伴う水道収入減少、物価上昇の影響が続いていることや老朽化した水道施設の更新、管路の耐震化などへの資金が必要となるため、経営状況はますます厳しくなっています。

このような中、令和4年度から令和5年度における湖西市水道事業経営審議会におきまして、将来にわたり安全で強靭な水道経営の持続を目的に、今後の水道料金等の在り方について諮問を行い、審議を重ねてまいりました。

財政シミュレーションを行った結果では、現行料金のままの場合、令和10年度から継続的に赤字が発生します。令和12年度からは、内部留保資金がなくなる見込みとなりました。料金改定につきましては、財政状況が悪化してから改定した場合、急激な料金高騰を招き、利用者の1人当たりの負担が高くなってしまうため、水道料金を計画的・段階的に改定することで世代間の不公平感を減らし、将来の1人当

たりの負担を軽減することができます。そして、今後必要となる収益額を確保するための料金改定率の検討の結果、確保すべき内部留保資金の目標額を料金改定後5年間は維持できる改定率として、平均改定率10%を採用することといたしました。

料金改定後におきましては、湖西市新水道ビジョンに基づき、古くなった水源井の更新、施設の統廃合等によるコスト削減を実施し、基本方針に掲げていますとおり様々な経営課題や環境変化に対応し、将来にわたり安全で強靭な水道経営を持続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。人口減少ですか設備の老朽化、そういったものに伴う施設の更新費用、また災害対策ですか多角的な視点から財政シミュレーションも行ったという結果ですし、令和4年度から令和5年度にかけて水道経営審議会での熟慮いただいた結果の答申もあったということで理解できました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○5番（柴田一雄） 市民の皆様方への周知はどのように行っていくのか、説明をお願いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

今回の水道料金改定の周知につきましては、本議案が可決されました後、改定内容を説明しますパンフレットを作成し、使用者全員に郵送で周知を行う予定であります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） パンフレットというのは、市で独自でオリジナルでつくるというものなのか、それか既定のものがあるというような、その辺りはどういった感じでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

今回、30年ぶりの料金改定になりますので、A3

の両面カラー刷りの、分かりやすい丁寧なオリジナルのパンフレットを作成をいたしまして、そちらを直接利用者様に郵送するということで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） オリジナルのパンフレットを作成して、水道使用者全員に郵送ということで、漏れのない丁寧な周知をお願いしたいなと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

○議長（馬場 衛） 柴田議員、質問の途中ですけどここでお昼の休憩を取りたいと思います。暫時休憩とさせていただきます。再開は13時とさせていただきます。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開します。

引き続き、5番 柴田一雄議員の質疑を行います。議案第81号、要旨3番目からとなります。柴田一雄議員どうぞ。

○5番（柴田一雄） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

3番目の質問でございます。条例改正によって、今後の見通しはどういう改善されていくのか、説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

これまでの答弁のとおり、湖西市の水道事業は厳しい経営状況となるため、湖西市水道事業経営審議会の答申では、料金体系について定期的に見直しを行うこと、計画的かつ持続可能な水道事業経営に努めることとの附帯意見をいただいております。

具体的に申し上げますと、令和6年3月に策定いたしました湖西市水道事業料金改定計画の基本方針には、5年ごとに料金の検討を行い、必要に応じて改定を行うこととしております。また、施設の統廃合等のコスト削減の取組も行いながら、引き続き施設の更新や管路の耐震化を進め、安全で強靭な水道

経営を持続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 冒頭の答弁にもございましたけれども、水道事業を取り巻く環境というのが人口減少ですとか施設設備の老朽化、またただいまの答弁にありましたように、物価上昇とますます厳しい影響を受けるということが必至でございますけれども、一方では施設の統廃合やまたスマートメーターの導入など、コスト削減に向けた新しい取組、研究も進められていることだと思います。湖西市水道事業、料金の改定そういった計画、しっかり引き続き見直しもいただきながら、市民の生命を守る水の安心・安全な提供に向けて、強靭な水道経営を期待しております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、5番 柴田一雄議員の質疑を終わります。

続いて、12番 楠 浩幸議員の発言を許します。

[12番 楠 浩幸登壇]

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案第81号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について、2点ほど通告をしておりますけれども、あらあら先ほどの同僚議員からの質疑で、1つ目の質問については伺ってるんです。確認だけさせていただきたいと思います。

それでは1問目ですけれども、水道料金の改定において、先ほど部長の答弁に5年をめどに改定を検討していくよというような答弁だったんですけども、先ほど来お話をありました湖西市水道事業の料金改定計画によりますと、答弁のとおり令和12年ぐらいには内部留保の目標額が6.8億円から8億円というふうに言われてるものがショート、ショートまでは言わないんですけども目標額を切り込んでいくということなんんですけども、5年後に料金改定を下げるということはないと思うんですけども、これは上げていく方向で検討されていくのか伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） 今の財政シミュレーションでいきますと、確かに令和12年度に内部留保が、そういう計算式でいきますとなります。ただ、それに向けては新水道ビジョンにありますコストの削減、または2問目のほうの質問にもございましたように、他市町との料金格差等もありますが、当然我々湖西市における今の地域特性を考えますと、広域化とかいろんなところとの連携、例えば今、現在シェアードサービスとかしておりますが、そういった先進的な取組をしながら5年後、もう一旦しっかりシミュレーションをして、改定が必要なのかどうかというのを検討していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 5年後の料金改定が値上げありきではなくて、自助努力もしていくことで少し安心をしたところです。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 今部長からも少し答弁あったんですけども、湖西市は隣が愛知県豊橋市がありまして、豊橋市から湖西市に転居される方がよく言われるのが、湖西市に引っ越したら水道料金がえらい高くなつたというようなことで、かなり水道料金の格差が現状でもあるという認識なんです。さらに、これから湖西市側が10%値上げをしたときには、さらに豊橋市との料金格差が広がっていくというふうに推測をされます。そんなときに今、湖西市の水道事業会計は一般会計からの繰り出しはないですね。そういったときに、料金改定を来年検討される中で、一般会計からの繰り出しというのは検討事項に入ったりするのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

まず水道料金につきましては、その地域による水源とか水質、あと施設の状況によってやっぱり違っております。豊橋市とは人口規模や人口密度、こういったことの違いが明らかであることから、本市よりも低い水道料金が設定されていて、格差が大きい

というのは議員おっしゃるとおりでございます。

水道事業というのは公営企業でありますから、地方公営企業法第3条、独立採算の原則により事業から得られる収益で経営を行っております。ほかの財源などに頼らずに、やはり事業を運営することを原則とする制度というふうに認識しております。

本市の水道事業におきましても、この原則にのっとり一般会計からの繰入れに頼らない事業運営を行っていこうと、今後もこの新水道ビジョンに沿った取組を進めながら、やはり安全で強靭な水道経営を持続していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） やはり自前の水道をしっかりと守っていくことも大切だと思うんですけども、豊橋市さんの水道事業については、一般会計からの繰入れもかなり入ってるっていうふうに、決算書や予算書を見ると分かるところなんですけれども、湖西市は水道や病院なんかは、一般会計から法定以外の部分にも繰入れが入ってると思うんですけれども、そういう下水道なんかも同じような考え方でいいんですか、同じような考え方できなかつたのかというようなところをもう一回だけ聞きたいと思います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

基本的には、独立採算で水道事業を今までも運営しておりましたが、実は一度、令和2年度にコロナウイルスの感染症拡大による支援ということで、水道料金を減免いたしました。そのときに市の施策だよということから、減免額の半額を繰入れしていただいたというのが直近のことです。あとは、実は平成16年度まで湖西市も繰入れを入れておりました。これは、昭和63年に地下水、いわゆる自己水を諦めて遠州広域水道を買うことになったときに、3か年に分けて24%の料金改定をしたその後、やはりそういったこともあっていろんな支援策をいただいたというのは聞いておりまして、これはあくまでも過去の記録を読んだだけなんで、ただ実は繰入れを入れていた時代もございました。その後、繰入れをなしで自己経営をずっと進めておりまして、近隣

市町も見ますと確かに繰入れをしている自治体は多うございます。多分、その繰入れをしている目的というのは、それぞれ市町によって事情は違うと思います。湖西市は、おかげさまで繰入れをせずに黒字経営で今のところ来ておりますので、若干料金を10%値上げをさせていただくんですが、やはり料金収入でもって経営を今後も継続していきたい。その中には、毎年このくらいの工事をやって耐震化を上げていきたいという目標もございますので、決して繰入れを行わないで事業が縮小するということでもなく、皆様方の応分の負担をいただきながら今後も水道事業を拡大、耐震化率を上げていきたいということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 10%の値上げが若干とは理解し難いところなんですかとも、今後、料金改定するに当たっては、やはり社会の環境ですか十分踏まえていただいて、必ず繰入れをしてくださいよというわけではなくて、そういう視野も少し広げながら、市民の安心・安全を守っていただきたいなという思いで質問をさせていただきました。

終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸議員の質疑を終わります。

続いて、3番 寺田 悟議員の発言を許します。

[3番 寺田 悟登壇]

○議長（馬場 衛） 3番 寺田 悟議員、どうぞ。

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟です。引き続き、水道料金の改定について質疑させていただきます。

1つ目ですが、今回の水道料金値上げに当たって、納付書、検針票のペーパーレス化による水道料金の減額ということが上げられておりますが、ペーパーレス化水道料金減額各55円の算定根拠をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

[環境部長 石田裕之登壇]

○環境部長（石田裕之） お答えします。

収納に係る減額55円の算定根拠は、口座振替やクレジット決済の場合の手数料と、納付書発行及び郵送にかかる費用の差額です。

検針票のペーパーレス化に対する減額55円の算定根拠は、検針票ショートメッセージサービスの利用時の費用と、検針票を紙で発行した場合の費用の差額になっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） 人件費とか郵送料、これがかなり負担になっていたと思われるんですが、職員の業務負担軽減効果もかなり高くなると思います。割引料金にもっと反映させるというお考えはないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

実際、近隣市町の状況を見ましても、大体55円を減額するという市町、50円程度というのが全国を見ても多いということから、算定根拠は皆さん同じような計算式をしてやっていらっしゃるなということで、口座振替の利用については55円の減額という数字です。

ちなみにクレジットカードの利用に対する55円の減額というのは、なかなか現時点で自治体でやっているというところが見つからなくて、これは湖西市独自の55円の減額だなというふうには考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） 湖西市は今後、順次スマートメーターに移行していくというふうに聞いておりますけども、さらに人件費の負担軽減とか効率化が図られると思うんですが、そういったことも踏まえて減額率の増加とか、あとペーパーレス化導入に伴って、最初の当初の年度をキャンペーン期間として増額するとか、そういったことはお考えないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

スマートメーターは、確かに検針員さんの人件費

の削減であったりとか、そういうことに功を奏するというふうには考えておりますが、一概に例えば料金とかそういったところに反映させるということは、今現時点では考えておらないというところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） 2問目よろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 先輩議員からの質問の御答弁で、今回の料金値上げに係る背景とかシミュレーション関係はよく分かりましたけども、あえてなぜ30年ぶりに今の時点で料金改定に踏み切らなければならないのか、その点を市民の方に分かりやすいように具体的に御説明をお願いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

まず料金改定をしなかった場合、水道事業で計画している施設の老朽化への対策や、地震に強い水道管への交換のための資金が不足します。そのため、老朽化による事故や水道管の漏水が各所で増えます。また、突然の断水また濁りが発生しやすくなり、安全な水を市民の皆様にお届けできなくなる、そういった可能性が高くなります。

また、料金改定につきましては、水道事業の財政状況が悪化してから改定した場合、急激に料金高騰を招くと、そうすると利用者1人当たりの負担が高くなってしまうということから、水道料金につきましては、計画的にまた段階的に改定することが世代間の不公平感というのを減らして、将来1人当たりの負担を軽減することができると思っております。

以上のことから、将来にわたって安全・安心の水をお届けするため、今回、料金改定を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） よく分かりました、ありがとうございます。

今回、どうしても料金改定による水道事業の健全

化が必要であるということがよく分かりましたが、料金改定開始日、令和7年4月1日からということですが、それまでにしっかりと市民に対して料金改定の必要性を、先ほど各利用者に郵送で送るということでしたけども、1回だけではなくていろんな場面、いろんな機会を捉えて繰り返し市民の方に周知して理解を得るように、よろしくお願ひいたします。

これで終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、3番 寺田 悟議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第81号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第82号 令和6年度通信指令装置・消防救急デジタル無線システム更新の契約締結についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第82号について採決いたします。本案を原案のとおり原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第11 議案第83号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○2番（山本晃子） 2番 参政党 山本晃子です。議案第83号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約変更について反対いたします。

議案第74号、80号と同じく、マイナンバー制度に関するものなので反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第83号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第12 議案第84号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第84号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第13 議案第85号 市道の路線の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第85号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第14 議案第86号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。

初めに、13番 佐原議員の発言を許します。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 13番 佐原議員、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。議案第86号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねいたします。

歳出です。2款1項2目、派遣職員の所属先業務の旅費とのことで254万4,000円がありますけれども、これは何人の職員分の費用でしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 安形知哉登壇〕

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。

国や民間へ派遣をしている職員3人分の普通旅費の増額を要求するものでございます。4月からの実績などにより、今後の見込みを計上させていただけております。

国に派遣している職員2人分については、大阪府や島根県、福岡県など全国各地への出張が予定されているため、68万4,000円の増額、民間に派遣している職員については東京オフィス、名古屋オフィスを行き来しているため、実績により月15万5,000円、年間で186万円の増額を見込んだものでございます。

職員が派遣先の業務において感じたこと、また経

験したことは市の業務において生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございました。国へのお二人はどこの省庁に行かれてるのでしょうか。民間は、以前にトヨタへ派遣するというのは議員全員協議会などで聞いた覚えがあります。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

国への派遣につきましては経済産業省へ1名、環境省へ1名ということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。今部長がおっしゃったように、今後の仕事に生かしていただければと思います。ありがとうございます。

続けてよろしいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） では歳出の2款1項6目、本年10月から指定金融機関へ振込手数料を支払うこととなったとのことだが、金融機関の中での制度変更なんでしょうか。また、817万6,000円と高額ですが、内訳はどういうことでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

振込手数料の有料化につきましては、金融機関からの要望によるものです。金融機関の制度変更と捉えていただいて構いません。

経緯につきましては、指定金融機関である静岡銀行から、昨年（令和5年度）になりますが5月、9月、11月の3回にわたり本年10月からの振込手数料の有料化について要望があり、県内各市の状況も確認をしながら進めてまいりました。また、県市長会においても課題として取り上げ、繰り返し協議を行ってまいりました。

振込手数料の有料化について、当初予算計上するか課内でも協議をいたしましたが、今般、金融機関との間において協議が調いましたので、補正予算を計上させていただいております。

内訳でございますが、手数料については振込方法の違いにより区分をしておりまして、指定金融機関である静岡銀行本支店宛ての送金と、静岡銀行以外の金融機関への送金、また振込の方法がデータによる送金、納付書での送金と手数料を4分類しております。

内訳でございますが、まずデータによる静岡銀行本支店宛ての振込については1件110円、これは税込みになりますが110円に、令和5年10月から令和6年3月の実績1万2,600件を乗じた138万6,000円、次にデータによる静岡銀行以外への振込については1件220円、昨年度の下半期の実績2万9,400件を乗じた646万8,000円、次に納付書を用いた静岡銀行本支店宛ての振込、こちらについては1件当たり660円、こちらのほうに昨年度下半期の実績420件を掛けて27万7,200円、最後に納付書を用いた静岡銀行以外の振込については、1件1,100円に昨年度の下半期の実績40件を乗じ4万4,000円、合計として817万5,200円となり、817万6,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 説明をお聞きしてびっくりで、今までこういう手数料を私たちには振り込むでも何でも1回4百幾らだとか、そういうものを払ってやっていたんですけども、こういう公的なものへはサービスでやっていたということも驚きですけれども、別にこれはこれで負担は増えるけれども、金融機関との協議が調ったということなのでそれ以上はすれども、県下の市町できっと静岡銀行さんだけではなくほかのところがメインでやってるところも、やっぱり有料化のお話があるとは思うんですけども、拒否してるところとかっていうのはちょっと、参考までにというかそういうふうなところもあるんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。

こちらのほうも昨年度にやはり調査がありまして、要は県内指定金融機関は静岡銀行さんが多いんですが、それ以外の金融機関もあります。ということで、

昨年調査した時点では、この有料化について拒否を
するというところはございませんでした。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。

では次に。

○議長（馬場 衛） 次どうぞ。

○13番（佐原佳美） 同じく歳出です。3款1項10目、移動支援事業の利用者数増に伴う扶助費の補正28万3,000円の内訳を教えてください。この移動支援事業っていうのが、いろいろな事業が思い当たるんですけども、この民生費の中のというところを教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

移動支援事業は、障害者総合支援法に定められた地域生活支援事業になります。事業内容は、視覚障害、全身性障害、知的障害、精神障害のある屋外での移動が困難な方を対象に、徒歩または公共交通機関を利用した日常の買物、学校行事等の外出時に目的地までの誘導、移動中の見守り、コミュニケーション支援、排せつ、食事等の介助をするものです。当初は、事業を利用している方が1人でしたが、5月にお一人増え、6月にさらにお一人増え合計3名となりましたので、利用者2人の増に伴い28万3,000円の増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。支援する内容も排せつとか食事とコミュニケーションというのも含むっていうのは、それなりの単なる移動支援というか車や何かで運んでさしあげるとか、リフト車で送っていくだけということではないということなので、これらを支援する事業所というのは、社会福祉協議会などのヘルパーステーションにお願いするんでしょうか。その人が契約していくんでしょうねけれども、今お二人だというのでもし把握してたら教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

支援する事業所は、法律に基づき県から介護、訓練サービス事業の指定を受けた事業所で、かつ湖西市で移動支援事業所として登録された事業所になります。市内では、議員おっしゃられたように社会福祉協議会、それから新和会の燐光さんがこの事業所に該当いたします。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございました。この28万3,000円というところで、もう一人の方も社会参加ができるということで、よいことだなと思いました。

では引き続き、最後いいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 歳出の8款4項1目、内山工業団地整備のため、県建設負担金が5億円のことですが、県と市の負担割合からの金額なのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） 答えいたします。

本事業は、湖西市と静岡県企業局が基本協定を締結しまして、静岡県企業局が造成を行いまして、完成後、湖西市に一括引渡しされる工業団地整備の方式を採用しております。この方式では、まず建設負担金として、整備に要する費用を全額市が負担をして、完成用地を進出する企業に売却することで、市が負担した費用を回収します。今回、上程させていただいている県建設負担金5億円は、用地取得費や測量・調査、実施設計、さらには造成工事などを含めた総事業費の一部であります。また、総事業費の残りの金額につきましても、14億円を上限としまして、令和7年度から10年度までの債務負担行為を設定いたしまして、市が負担をしていくこととなります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 県に、取りあえずは5億円出して造成してもらって、売ったらまず上限19億円の事業ということですけど、県はかかった経費っていうのは湖西市の19億円の中から頂くっていう考え方で

すよね。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。ただではやつてくれないですよね、もちろん。

では、これが令和10年末にはできるという完成予定だということですけども、総面積というかこの内山工業団地っていうのはどのくらいの面積があるのかと、それが会社にしたら企業にとっては何区画分用意できるのかっていうものが、またそのニーズ、この事業を行うに当たっての、どのように把握して実施されたのかをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたします。

まず大きさにつきましてですけれども、令和4年度から5年度にかけて実施をいたしました開発可能性詳細調査でございますけれども、こちらで検討した概略のプランですと、区域全体の面積は約6ヘクタールございます。そのうち、工業用地として平らな部分、売却する部分につきましてはこの概略プランでは約3.1ヘクタールほどを想定をしております。実際は、今後、企業局と協定を締結をしますと、工事実施のための詳細な設計が行われてまいりますので、実際そちらのほうで決まっていきますけれども、現在の想定では約3.1ヘクタール程度ということで考えております。

それから、2つ目の何区画ぐらいかというお話を。これまで問合せあるいは御相談を受けている感じですと、事業者の方は2ヘクタール未満を希望するようなケースが多かったというような印象を受けております。ということですので、複数区画への分割、2ないし3ぐらいの区画数ということで今のところ考えているところでございます。

それからニーズの把握といったところでございます。令和4年度に、湖西市内に移転を希望する企業を対象としました面積の要望調査を行っております。

こちらでは、10社から20ヘクタール余りの工業用地が必要だと、そういった御意見をいただいているところです。また、令和4年度から今年度にかけてまして、企業あるいは不動産業者から市内での工業用地の取得や取得についての要望や問合せ、19件ほど受けているといったような状況もございまして、特に内山地区につきましては高台かつバッテリーロード沿線という立地の優位性がございますので、企業のニーズは非常に高いものというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。平面で工場を建てるのにいいだろうというところは3.1ヘクタールぐらいで、大体一企業が希望してるが2ヘクタール未満だから二、三区画だけということですね。でも、今すごく問合せ件数は多いわけで、とても足らない感じですよね。取りあえずは、きっと整備しないと正しい面積も出ないしということでしょうけれども、今回はこの予算ですのでここで分かりました。

あともう一点目の民間宅地開発奨励金450万円の内訳も教えてください。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたします。

今回の増額ですけれども、昨年度の交付予定だった開発案件は1件と、本年度交付を予定している開発案件2件に係るものでございます。昨年度交付予定だった開発案件につきましては、事業者の都合によりまして本年度にずれ込んで交付することとなつたため、民間宅地開発事業者への奨励金は145万円、それからその民間宅地事業者への土地を提供した者への奨励金、こちらが200万円の合計345万円の増額となっております。また、本年度当初予算にて交付を予定しておりました開発案件2件につきましては、開発面積が測量の結果、当初予算で見込んでいた面積より大きくなつたことに伴いまして、民間宅地開発事業者の奨励金が45万円、それからその民間宅地開発事業者へ土地を提供した者への奨励金が60万円、

合計105万円の増額ということで全て合わせまして450万円の増額ということとなっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 土地を提供した人と開発業者と両方、支援金が頂けるよといい事業で、アパートもできますよというのは、まだこれには含まれてなくってということですね、一戸建は何戸できるんですか。去年遅れていた分の1件と、令和6年度分の2件が土地を提供して開発業者が開発した、じゃあ湖西市に合計何軒の新しいうちが建つんですか。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたします。

昨年度交付予定だったもので、今年度ずれ込んだものにつきましては、区画数が8区画でございます。それから、今年度当初予算で交付予定だった2件ですけれども、1件は22区画、もう一件は11区画ということで、3か所を合計しますと41区画が増えるとそういったこととなっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） この開発する場所はどちらでしょうか、今本当に学校の統廃合や何かの問題で住むところがないのに、人口が北部や南部が増えろって言われても住むとこないじゃないか、線引きを変えてくださいみたいな御意見が多いんですけども、どこにおうちが建てられる区画のところが増えるんでしたか。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） この宅地奨励金制度ですけれども、立地適正化計画の居住誘導区域内ということで、基本的には鷺津駅の大体徒歩圏内ということで800メーターぐらいの区域、それから新所原駅はやっぱり同じように800メーター区域ということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） そういうことですよね、建てられるところに建つというところで、要は県に言わ

せるところの、宅地造成できるところがいっぱいにならなければ、市街化調整区域には広げられませんよという論法ですので、とにかく住めるところの中で増えていくということで分かりました。売る人、提供してくれる方、それから開発業者って細かい計算式もあるんでしょうけれども、またそれはゆっくり聞きます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美議員の質疑を終わります。

続いて、8番 三上 元議員の発言を許します。

[8番 三上 元登壇]

○議長（馬場 衛） 8番 三上 元議員、どうぞ。

○8番（三上 元） 8番 三上 元でございます。予定どおりの質問をさせていただきます。

2款1項14目、初めに、私は影山市長に対して恨みもありませんし、市長職に影山市長が全力投入していることについて評価をいたしております。しかし、この議案にはちょっと疑問があり、質問をさせていただきます。

これは、親日国であり日本にやってくる人が大変多い台湾に湖西市のPRに行くんだと、来年、再来年に向けてのことだというふうに理解しています。それであるならば、12月以降に新市長が挨拶を兼ねて宣伝するほうが妥当であり、あえてこの時期に台湾に渡航する理由はないのではなかろうかと。3月も当初予算にもありませんでしたし、6月の補正予算にもありませんでした。そして9月に突然この補正予算が提案され、その緊急性という点で5つの質問を連続してさせていただきます。まとめて順番に答えていただきたいと思います。

1つは、台湾の市や団体から招待をされたので急に行くことになったのかどうか、それが第1点。第2点、県の市町村の中で一緒に行こうではないかといってグループで行動することになった、あるいは県が音頭を取って、行ってみてはどうかということで今回行くようになったのでしょうか、これが第2点。第3点は、今は円安のため海外旅行をするのを節約をしている人が多いというふうに聞いております。逆に、外国人は多いわけですが、日本人

は控えている人が多いと聞いております。それを、市長退任直前に旅行するということについては、何割かの市民が感情的に反発を招くのではないかということは気にしないのでしょうか、これが3つ目です。4つ目は、10月初旬というのはまだ台風の時期であり、湖西市はその被害に遭うかもしれない。飛行機の便も、狂う可能性もかなり確率が高い時期であります。もし湖西市が台風の被害に遭ったとしたら、そのときやはり最高責任者がいないということは、やはり痛手になる可能性があります。そして5つ目です。今年は、もう既に総選挙間近というムードが漂い始めました。10月初旬は、まさにその解散しているか、したばかりかみたいな状況が予測されるのは10月初旬であります。そういう時期に、あえて緊急性を必要な補正予算を組むということについて、以上5点、御回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上議員に確認をさせていただきます。5点について通告文の中に入ってなかつたんですが。

○8番（三上 元） 緊急性を問うと。

○議長（馬場 衛） その中の5項目ですか。

○8番（三上 元） 緊急性について5項目を質問しました。

○議長（馬場 衛） 緊急性の中の5項目ということですね、含めてですね。

○8番（三上 元） はい。

○議長（馬場 衛） じゃあ答弁していただきます。登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 山本敏博登壇〕

○企画部長（山本敏博） では、お答えいたします。

まず、通告をいただいている部分についてお答えさせていただきたいと思います。

この時期に台湾に渡航する必要はないと思うがということがあったと思うんですが、まず経過としまして、浜名湖花博でのインバウンドが盛り上がりを見せる中、浜名湖パークビレッジのオープンや舟運の実証、民間宿泊施設のリノベーションなど、新居浜天地域における観光の受皿としての動きが見られるようになったことに加えまして、台湾において日

本のプロモーション活動として最大級のイベントである日本の観光・物産展や、台北国際旅行博が10月後半から11月前半に実施されることを、7月にこれを覚知したことがございます。

また、日本における台湾の窓口機関であります台北駐日経済文化代表処の張処長のほうから、天竜浜名湖鉄道のイベントや、浜名湖花博などの席で訪台の要請をいただきました。そこで、これらのイベントの時期に合わせまして、昨年度、表敬訪問や視察を行いました日月潭・南投市とのつながりを今後も継続し、交流に生かしていくよう現地へ表敬訪問の打診を行ったところでございます。

その後、7月末に南投市から11月4日に訪問が可能と快諾をいただいたことから、日程のほうを決定し、今回の補正を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上議員。

○8番（三上 元） 1点についての質問は今の回答で十分ですが、緊急性という点での2点、3点、4点、5点目について回答がありませんが。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） では2点目のほうです。県の市町村の中で、グループで行動するものかどうかということですけども、今回のこの台北旅行博のほう、こちらのほうに県のほうでブースのほうを立てると聞いております。そちらでビューローのほうですか、あと伊豆のほうの市町村になると思いますけども、今回、伊豆市、南伊豆町、下田市が伊豆創造センターというものを、事業としましてこれを旅行博のほうに訪れ協定先のほうと懇談会等を開催すると聞いておりますので、そちらのほうに当市のほうも訪れますと、視察ですか情報交換のほうをする予定でございます。これが2点目ですがよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 続けて答弁でいいですか。企画部長、お願いします。

○企画部長（山本敏博） 3点目の質問で、円安のためいろいろ今回、この訪台することが、市民感情がどうかということですが、今回の訪問については

先ほども申しましたように公務で訪れる事ですので、その辺は市民のほうの理解のほうも得られるのではないかなど考えております。

4点目になりますが、11月に訪台の予定です。もし、11月も台風はありますので、そういった緊急時にどうするかということなんですが、もちろん市長が不在ということで防災体制等は御心配を抱かれるかもしれません、市ほうではその場合にも副市長以下、体制のほうは組まれると思いますし、もし市長が離れている場合でも、最近はIT技術の発達とかそちらもありまして、市長の意思確認等は取れると思っておりますので、その辺については大丈夫ではないかななど考えております。

5つ目、総選挙が10月の初旬にあるということで、緊急性が必要であるかということなんですが、先ほど大きなイベントがあるよということで、これが11月、10月の終わりに集中しているということで、このタイミングに訪れて、先ほどの南投市、日月潭のほうとの交流を継続していくのが一番適しているのではないか、一番効果的ではないかなということ、そちらのほうを設定させていただいております。

以上、5つになります。

○議長（馬場 衛） 三上議員。

○8番（三上 元） 私の質問に対する回答としては理解をいたしました。

私が納得するのには、残念ながらちょっと至っておりませんので、疑問は相変わらず解決はできておりませんけれども、回答としては了解いたしました。

○議長（馬場 衛） 以上で、8番 三上 元議員の質疑を終わります。

続いて、1番 相曾議員の発言を許します。

[1番 相曾桃子登壇]

○議長（馬場 衛） 1番 相曾桃子議員、どうぞ。

○1番（相曾桃子） 1番 相曾桃子です。引き続き質疑させていただきます。令和6年度湖西市一般会計補正予算（第4号）になります。

歳出2款1項6目であります。先ほど先輩議員が質問しておりましたので、その中で気になることがありまして、銀行間とのやり取りで決まったと言わされておりましたが、銀行間の手数料の見直しにつき

ましては、適用開始時期が令和3年10月1日とされておりまして、国庫金・公金の適用開始時期については、仕向銀行において内国為替制度運用費を賄うための対応・調整等に相当の期間を要することを踏まえて、令和6年10月1日とするというふうに、事前に開始時期のほうが決まっていたと思うんですけれども、当初予算ではなくて補正予算として計上した理由のほうを、もう一度お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

[総務部長 安形知哉登壇]

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、内国為替制度運営費の導入によりまして、これまで無料であった銀行間の公金支出に係る手数料が、令和6年10月の1日から有料化されることとなりました。

当初予算ではなく、補正対応させていただいた経緯でございますが、先ほど佐原議員のお答えにもあります、指定金融機関との調整は令和5年度から進めてまいりましたが、手数料として半年で約800万円、1年間で1,600万円程度を要することから、今回の手数料負担の受入れにつきましては、県内各市と歩調を合わせ慎重に進めてまいりました。このため、令和6年度当初予算編成時ではなく、今回補正予算として計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 部長のおっしゃられることは非常によく分かるんですけども、1件当たり62円っていうふうに最低のラインが多分決まっていて、その他もろもろ細かいところは銀行間とのやり取りで決まっていくっていうところの、その細かいところが決まってなかったから出せなかったというふうな解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

今議員言われるように、その詳細の部分も決まっていなかつたというのもありますし、あとは10月1日から銀行間との合意が取れるかという部分もあり

ましたので、そういう点もありまして当初予算では組み込んでないというような状況でございます。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 私が言いたいのは、1件当たり62円という最低がもう決まっていると思うんですけど、そこも決まってなかつたんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

1件当たりについては、議員言われる62円プラスアルファのものだったと思うんですけど、それを令和6年度予算に計上するか、やはり県内市町の中ではやはり歩調を合わせるということで、歩調を合わせるというのも令和6年の10月1日から受入れをするか、やはり銀行との協議の中で、もう少し延ばしていただくなというような協議もしておりましたので、そういう観点で当初予算には組み込んでいないというような状況になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 総務省からの通知では、令和6年10月1日から始めますよということで、令和3年度から交渉してくださいねっていう流れがあったと思うんですけど、交渉次第では令和6年度10月1日以降にもなったかもしれないっていうことですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

これは金融機関さんとの合意という中で、やはり交渉の過程になります。その交渉については、市としても今回の年間の手数料というのが財政的に非常に負担になりますので、その辺りは銀行との協議の中で、基本は6年10月1日スタートというのはありますけど、その辺りについては交渉の段階で、例えば後ろ倒しになるかっていうような協議は進めておりました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 承知いたしました。

それでは次の。

○議長（馬場 衛） 相曾議員、申し訳ないですけど質問の途中ですが、1時間ちょっと経過しました

のでここで暫時休憩といたします。再開は14時20分とさせていただきます。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開します。

引き続き、1番 相曾桃子議員の質疑を行います。議案第86号、歳出6款1項7目、要旨2番目からとなります。相曾桃子議員どうぞ。

○1番（相曾桃子） では続いて、6款1項7目であります。除じん機のレーキ固定用ボルトの破損理由を伺います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

排水機場除じん機のレーキは、ポンプ吸い込み口に漂流をしたごみなどをかき揚げ、ポンプ内への異物の侵入を防ぐ重要な役割を果たしています。破損箇所につきましては、5月に事業者による保守点検を実施した際に発見をされました。この原因は、経年劣化によるものということでございまして、固定用のボルトなどの破損がございました。これについての修繕料を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） その修繕工事の中はすぐ終わるものなのか、例えば部品を取り寄せるのに時間がかかるとか、スムーズにこれは解決する問題なんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

修繕自体は、工期的には1週間から2週間程度というふうに予定をしています。部品については、補正予算をお認めいただけましたら、直ちに進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 安全によろしくお願ひいたします。

続きまして、9款1項1目の委員等報酬207万円

の積算根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） お答えします。

令和6年10月12日、宮城県で開催されます第30回全国消防操法大会に向けた訓練などに参加した、消防団員に支払う経費でございます。訓練などの回数及び参加人数は、全国大会に向けた訓練が14回、1回当たり40人で延べ560人、静岡県の消防協会長査閲と消防団長が査閲を行います。各1回で延べ450人、全国大会当日が25人です。合計しますと、消防団員の延べ参加人数が1,035人で、訓練などの出動報酬2,000円を乗じますと207万円となります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） てっきり大会当日だけの費用かと思っていましたので、訓練等も含むということで理解いたしました。

そして次に行きます。歳出10款6項6目でございます。修繕工事のスケジュールと工事影響で利用できない日があるのか確認します。お願いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今回の補正で計上させていただきました修繕をお願いする箇所は3か所でございます。1つ目は紀伊国屋資料館敷地内の外壁、木柵になりますけども傾きが生じまして、民地のほうに越境してしまった木柵の取替えの修繕、工期は2週間程度を見込んでおります。2つ目は、資料館の建物の外壁、板材になりますが、補修で工期は2日程度を見込んでおります。3点目は、資料館南側の廊下の雨戸の補修になります、工期は2日程度を見込んでおります。

いずれの修繕も資料館を休館をすることなく実施をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 休館はしないということですけど、工事中も利用者がいるということだと思いますので、安全によろしくお願ひいたします。

以上で私は終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、1番 相曾桃子議員

の質疑を終わります。

続いて、6番 加藤治司議員の発言を許します。

[6番 加藤治司登壇]

○議長（馬場 衛） 6番 加藤治司議員、どうぞ。

○6番（加藤治司） 2款1項2目と2款1項6目は、同僚議員の質問で理解できましたんで取り下げます。

次の8款4項1目ですけども、バッテリーロードの建設時、土砂や雨水によって排水路、田んぼ、畑などへの被害を受けた内山の住民から、多くの苦情がありました。今回の開発区も同じ内山地区の工事のため、工業用造成地により同様の影響について市の考え方と対策案を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。土地利活用統括監。

[土地利活用統括監 勾坂隆拡登壇]

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたします。

一般的に土地造成工事では、広範囲にわたって地形や植生状況を改変するため、工事施工中には一時的に土がむき出しになる期間が発生します。こうした期間では、濁り水ですとか土砂流出が発生しまして区域外へ流れ出てしまうことや、周辺に砂ぼこり等の影響が及ぶことが考えられ、これらへの対策は必要不可欠でございます。

内山地区の工業用地造成につきましては、今後、県企業局により工事施工のための詳細な設計及び造成工事が行われることとなりますので、設計・施工の各段階において必要な防災措置等について、市から県企業局に申入れを行い、周辺に影響が及ばないように努めてまいります。

具体的には、当地区では地形上、区域内の雨水はほとんどが北に向かって流れ、古見川に流入する排水計画としておりますが、工事施工中は造成区域から濁り水や土砂が流れ出ないよう、工事着手前に仮排水路や仮設の調整池、それから沈砂池を設置する等の防災措置を、また冬場の西風に対しましては防じんネット設置等の環境対策を想定をしております。さらには、これらの措置が常に機能を果たすよう、維持管理の体制を整備するなど、ハード・ソフト両

面での対策が必要であると考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 今の答弁を繰り返します
けども、雨水は古見川でこちらの北側に流れるとい
うことで理解していいですね。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたします。

ほとんどが古見川のほうへ来るということに、そ
ういう計画となっております。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） ということは、バッテリーロ
ード建設時にもあったように、雨水は内山地区の向
こうの南には流れないと、そういうことでいいです
か。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたしま
す。

そういったふうに考えております。ただ、昨今の
異常気象ということがありますので、その辺は絶対
かって言われますと、そこは絶対というのはなかなか
言い切れないんですけども、そうならないよう
に仮設の排水路あるいは調整池、沈砂池といったもの
を工事の一番最初に施工して、流れ出ないような
対策をしっかりとやっていくと、そういった考え方でござ
ります。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 県企業局が詳細設計を今する
っていうように言われましたんで、そこら辺は事前
にさっき言われたような災害対策を盛り込んだ設計
をしていただくように、よろしくお願ひしたいと思
います。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 6番 加藤治司議員の質疑を
終わります。

続いて、12番 楠 浩幸議員の発言を許します。

[12番 楠 浩幸登壇]

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。

私のほうからも、同じく一般会計補正予算（第4号）
です。4点ほど通告をしてございますので、1つずつ
伺いたいなと思っております。

それでは、歳出の2款1項5目ですけど企画費に
なります。湖西市人口ビジョン改正に係る委託料に
ついて、委託の目的とその内容を伺いたいと思いま
す。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。
企画部長。

[企画部長 山本敏博登壇]

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

本市の人口動向を最新データに基づき見直し、
2026年から始まる第6次湖西市総合計画Ⅱ期実践計
画及び第3期湖西市まち・ひと・しごと創生総合戦
略の基礎資料とすることが目的でございます。

現行の人口ビジョンを推計したのは令和2年3月
であり、これは人々の働き方や生活様式が大きく変
わったコロナ禍前の数値を基に推計されていること、
また今年4月に民間有識者による人口戦略会議の報
告書が公表されたことなどを踏まえ、人口減少に対
応する具体策を次期計画に反映するため、最新の人口
動向や将来推計の見直し作業を進めるものでござ
ります。

主な委託内容は、本市の総人口や年齢構成、出生
・死亡数、転入・転出の推移などを基に、人口動
向の分析、将来人口の展望などを複数シナリオで推
計、シミュレーションすることを想定しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 目的、委託の内容は理解しま
した。

次に行っていいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 2款1項14目ですね、秘書関
係費。先ほども少し同僚議員のほうから質疑があ
ったと思うんですけども、秘書関係費の中で2点
ほどお伺いしたいのかな、1つ目なんですが台湾
の視察についてということなんですけれども、当
初予算ではなく補正となった理由を改めてお伺いし
ます。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

おっしゃったとおり、先ほど三上議員のほうの質問でも答えさせていただいた分とかありますけども、やはりこのタイミングで台湾のほうで大きいイベントがあるということで、こちらのほうに出席してPR等をしたほうが、非常に効果が高いということがまず一つ。そして、台湾のほうからもお声がけいただいたり、あとそちらのほうとの表敬訪問のアポとか取っていく段階で、日程がこの段階で決まったということで、こちらのタイミングになっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 台北の観光博、私も2016年にな一度視察に行って、その後ずっと毎年やってんですね、コロナの中でも。2019年もやってたし、2020年も。急に今年やるよっていうようなイベントではないと思ったんですけども、先ほど同僚議員の答弁を聞いておりますと、7月にこの情報を入手したというような答弁だったと思うんですけども、そんなアンテナなんですかね、どうでしょう。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 今年の開催がこの10月後半、11月だよということを知ったのが7月ということ、そういう意味でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 毎年やってて、かなり大きな会場でやるのを半年くらい前に告知があるとかないとか、もちろん出店の準備もあろうかと思いますけれども、7月に開催するよということで静岡県も恐らく出店をブースとして出されると思うんですけども、その手番で出店していくという意思決定が不可能だと思うんですけども、予算もかかることですしこれことは、湖西市がその情報を知らなかつたということなんですが、どうなんですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） こちらのほうで、市長の旅費とかを設定したり考えていく段階で、そういう情報を得る段階で、情報をつかんだのが7月という形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） ごめんなさい、市長の旅費の予算とその情報を得るタイミングというのは、ちょっと違うかなと思うんですけども、昨年も同じタイミングで補正予算を提案いただいて、私と竹内議員が質疑をしたという記録も残っていますよね。当然来年も、私これ行ってほしくないとかっていうもんじゃないんですよ。必要であれば、これから来年度の予算の組み立てが入ると思うんですよ、この9月議会は。本当に湖西市が必要として、この台湾としっかりとグリップをして、交流をしてくということが本当に必要なんだなっていうふうに、私自身も現場を確認しますし、ぜひぜひ成功してもらいたいなという意味で伺ったんですけども、それにしてはアンテナが低過ぎませんかということは、また一般質問か何かでお伺いしますけれども、7月にその情報を得たということでよろしいですね、最後に確認します。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 今年のイベントについては、その7月のタイミングで私のほうではキャッチしたところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 残念ながら控えます。

それでは2つ目ちょっと聞きたいのが、昨年も質疑をさせていただきましたけれども、昨年、市長が訪台されたその成果についてお伺いをしたいんですけども、そんな中で1つずつ伺いたいんですけども1つ目が、今年浜名湖花博2024が行われましたけども、そのときに台湾の人がどれくらい来ていただいたのかなっていうところを伺いたいんですけども。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

浜名湖花博2024における浜松フラワーパーク会場の来場者数は49万8,630人ございまして、うち台湾からのお客様は外国人団体の利用客になりますが1,421名だと聞いております。

なお、ガーデンパーク会場の来場者数が50万

7,956人でございますが、こちらのほうが外国人の来場者数の実測値がないということで、来場者数と先ほどのフラワーパーク会場の台湾からの来客者数の割合から、おおよそ1,500人であると推測し、全体で3,000人ほどの台湾のお客様が来場したと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 普通に考えれば、わざわざ台湾から浜名湖へ来ていただいて、フラワーパークだけではなく2会場に来ていただいているっていう思いはね。

じゃあ、この項の2つ目なんですけども、南投市の市長さんはこの花博に来ていただいたんでしょうか、どうでしたっけ。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

南投市長御本人は、浜名湖花博のほうに来場されておりませんが、南投県の政府観光処の処長さんや南投県渡船遊艇商業同業公會の理事長さん、あと台湾の民主協会の理事長が4月20日に来場、視察されております。

また5月20日には、台湾D A Y i n 浜名湖花博2024といったイベントも開催されておりまして、日月潭などの主要な観光地を紹介するパネル展や、台湾物産の販売など相互交流、魅力発信が行われていると聞いております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 大分機運が高まってるなっていうような答弁だったと思います。

その中の3つ目なんですけども、私、去年も実は台湾や台北に行ってきたんですけども、以前は静岡空港から台北の直行便がチャイナエアで飛んでたんですよね。コロナの影響か何か知らないんですけども復活していないんです。名古屋まで行って、飛行機に乗らなきやいけないっていうような状況なんですけども、こういった機運が高まる状況の中で復興に向けて、湖西市から静岡空港ですかチャイナエアだと、そういったところに働きかけはあったのか

どうなのか、伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

市単独ではなくて、県や県内市町、観光団体、旅行会社などで構成されます富士山静岡空港利用促進協議会というのがあります、そちらのほうに参画しております。その枠組みの中で、直行便の復活に向けてチャーター便の運航促進に取り組んでおります。今年も年末年始に往復2回のチャーター便が運航されると聞いております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） チャーター便ではなくて、やっぱり定期便で何とか静岡空港からの便に乗ったんですけども、本当に台湾の人たちは残念ながらゴルフバッグを持って、皆さん富士山目がけてえいっていうのがステータスっていうなお話は、ローカルの人から聞いたんですけども、ぜひこっちの西側のほうにも来ていただくように、定期便就航に向けて、復興に向けて御尽力いただきたいなというふうに思っています。

最後に、来年度の予算の反映についてちょっと感触だけ聞きたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

継続ということも申しましたので、一応来年度に向かっても考えたいとは思っておりますが、新市長の意向等もありますので、その辺はまた今後の調整になろうかなと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 湖西市として、台湾とインバウンドの対応について、どんなふうにこれから取り組んでいくのかなっていうところは興味あるところですけども、また一般質問で改めてお伺いしたいと思います。この項は終わります。

次いいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 歳出の7款1項3目観光費です。新居弁天の海釣り公園内で営む店舗の海湖館へ

の移転っていうふうに御提案なんすけども、その目的と理由を伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

移転の対象となっている店舗は、現在、新居弁天海釣り公園駐車場内で営業を行っております。この場所は、静岡県から駐車場として占用許可を受けており、以前から駐車場内での営業活動は占用の目的外利用となることから、好ましくないとの指摘を受けておりました。

現在の営業場所での貸借契約が今年度末で終了するため、現地での営業をやめ、海湖館内への移転を進めることとなりました。

新居弁天海釣り公園は、釣りのメッカとして年間を通して多くの釣り客が訪れる場所で、対象の店舗は釣り客を主な対象として釣り具の貸出しや餌の販売など、20年以上営業を続けられ、観光振興と釣り客の利便性向上に寄与してきました。

対象店舗が撤退をすると、釣り客の利便性に大きく影響することが懸念されるため、観光協会とも調整をし、現在の営業場所からも近く、釣り客も足を運びやすい海湖館1階への移転を決定をしました。

海湖館への移転により、釣り客はこれまでと同様のサービスを受けられるだけでなく、施設内での休息や周辺観光情報の取得がしやすくなり、より快適に楽しんでいただけるようになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 長きにわたって目的外利用、湖西市が許可をしてたっていうところもちょっとびっくりするところなんですけれども、やはり営利事業者さんですよね、公平性を担保するということであれば、入札とかそういうふうなことのほうが妥当性があるんじゃないかなっていうふうに思うわけなんですけれども、そういった検討はなかったんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

今回の移転につきましては、現店舗の先ほど申し

ましたように貸借契約期間の終了に伴って、より適正な営業場所で釣り客等の利便性、それから新居弁天地域の観光振興を考慮して、観光協会とも調整をして海湖館の中に移転というふうになったものでございます。

現行の事業体制ということを維持しながら、空白の期間があけることなく、観光拠点として機能を強化するために、既存の事業者の継続的な運営を優先をするというような判断をいたしました。

そのため、議員がおっしゃるように新たな事業者を選定するような、そういったプロポーザル方式っていうのは現段階では検討をしておりません。今後、そういった事業の進捗とか地域のニーズに応じて、そういったところは対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 目的が釣り客の利便性とか観光目的ということであれば、将来的には公平性を担保した入札ですか、そういったプロポーザルを提案したほうがいいというふうに私自身は考えておりますんで、ここまでにしておきます。

2つ目いいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 手数料が245万9,000円ということなんすけども、手数料の内訳を伺います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

手数料の内訳でございますけれども、4つほどございます。1つ目が海湖館前、建物の東側にあります魚つかみができる池がございまして、その周辺の土地の整地をする費用が141万円です。それから、キッチンカー事業者が出店をしている場所、建物の南側になりますけども、駐車場の整地の費用が33万円、それから3点目が日よけ用の屋根つきの施設ということで、カーポートの設置に関わる建築確認等の申請手数料が57万2,000円で、今回の移転に伴いまして、海湖館1階店舗部分のクリーニング費用代が14万7,000円でございます。合計で240万9,000円を補正予算に計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 今、今回の海釣り公園で営む店舗の移転費用ではないということでおろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） そのとおりです。中の1階が海湖館内のクリーニング代というところで、補正予算として計上させていただいている。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 今年の夏も大分にぎわったようですね、整備をしっかりやっていただいて、また冬にはカキ小屋ですか、また営業をやられるかと思いますんで確認しました。ありがとうございます。

そしたら最後です。歳出の8款4項1目都市計画総務費、先ほど同僚議員から民間宅地の開発奨励金の交付に伴う開発についてあらあら伺ったんですけれども、場所とか規模は聞いても大丈夫なんですか、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたします。

本年度、対象開発奨励金、先ほど申し上げましたとおり全部で3件ございます。1つ目が、新所原駅の南東方向約1.2キロにございます分譲地で、総区画数が8区画です。今年の6月に奨励金を交付しております、既に販売は開始をされているといった状況でございます。2つ目が同じく新所原駅の北方向約250メートルほどにあります分譲地、こちらは総区画数が11区画です。今年の3月に奨励金の事前協議を行っておりまして、現在、造成工事が進められている状況で、今年の11月末に完成予定と伺っております。3つ目ですが、3つ目は鷺津駅の南方向約400メートルにある分譲地、総区画数が22区画でございます。先ほどの案件と同じく、今年の3月に事前協議を行っておりまして、同じく現在工事中、こちらは12月末に完成をするということで伺っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） ありがとうございます。大分区画数も確保できて、にぎやかになればいいなっていうふうに思っております。

ちなみに、この制度が令和3年施行だったというふうに記憶をしているんですけども、今回御提案いただいたのは3件なんですけれども、この3年間で過去にはなかったでしたっけ。

○議長（馬場 衛） 土地利活用統括監。

○土地利活用統括監（勾坂隆拡） お答えいたします。

過去にはなく、今年度は奨励金交付済みの案件が第1号案件ということでございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） ちょっと周知が足りてないんじゃないかなっていうふうに感想を思うわけなんですけども、ぜひ積極的に告知をしていただきながら、うまくこの制度を活用していただくように、事業者さんや地主さんにPRをしていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸議員の質疑を終わります。

続いて、4番 山口裕教議員の発言を許します。

〔4番 山口裕教登壇〕

○議長（馬場 衛） 4番 山口裕教議員、どうぞ。
○4番（山口裕教） 4番 山口裕教。同じく、議案第86号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第4号）についてお伺いいたします。

まず、1つ目の歳出8款4項1目の負担金の積算根拠を伺うにおきましては、先ほど同じような質問がありましたので取り下げさせていただきます。

もう一つの、歳出の10款6項6目の紀伊国屋資料館修繕工事の詳細をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えします。

まず、修繕の経緯についてですけども、6月に紀伊国屋資料館東側の隣地で、境界測量、それから境

界確定の確認を行ったところ、資料館の外壁、木柵になりますが約6センチ、隣地側に傾いているということが判明をしました。このため、木柵の取替え修繕を行うものでございます。

また、本年4月以降の見回りにおきまして、資料館奥座敷の外壁の腐食、それから廊下の雨戸の不具合が確認をされたため併せて修繕を行うものでございます。

次に、修繕の内容についてですけども、越境した木柵の取替え修繕では、基礎から全てを取り替えまして、木製よりも軽量で耐久性の高いアルミフェンスに交換をします。高さまた色などは従来どおり、景観にも配慮したデザインとなります。

また、資料館奥座敷の外壁の修繕では、腐食した板材を取り替えます。廊下の雨戸修繕では、窓の鍵の部分が削れてしまっていたために、鍵がきちんとかかるよう修理を行う予定でございます。

工期につきましては、2週間程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山口議員。

○4番（山口裕教） ありがとうございます。紀伊国屋資料館とかにおきましては、湖西市における重要な文化遺産だと思うんですけども、この修繕というのを今伺ったのは外壁だとか、腐食したところの修理だとかほとんどが復元修理ということなんでしょうか。例えば、文化遺産であるため予防的に予防修繕というようなことをやって、長く運転させていくというような修繕ではなかったのかな、ほとんどが復元ばかりだったんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

予防保全というような形で、定期的に老朽化をしておりますので、そういったところは計画的に当初予算にも計上させていただいているところです。平成30年からは毎年、外壁の塗装であるとか劣化部分の補修というのは、計画的に行っていっているところです。ここは、優先順位というところで行っております。

今回、修繕というのは突発した事案になりますもんですから、こういったところは今回補正予算とい

うことで計上させていただきました。隣地につきましては、すぐに隣地の方が工事に入るというタイミングがありまして、今回の補正の予算の計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山口議員。

○4番（山口裕教） ありがとうございます。予防的にメンテナンスするというのは大変だと思うんですけども、しっかりと文化遺産ですので維持していくだければよいかなと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、4番 山口裕教議員の質疑を終わります。

続いて、14番 竹内祐子議員の発言を許します。

[14番 竹内祐子登壇]

○議長（馬場 衛） 14番 竹内祐子議員、どうぞ。

○14番（竹内祐子） 議案86号でお願いします。

最初に、歳出6款1項3目の増額する理由をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

[産業部長 太田英明登壇]

○産業部長（太田英明） お答えをします。

荒廃農地再生・集積促進事業は、認定農業者等が行う農振農用地区域（青地）内における200万円未満の荒廃農地の再生事業に対し、静岡県と湖西市が2分の1ずつ補助をするというそういう制度になります。

増額の理由としましては、令和6年度に入りました認定農業者1名の方から、山口地区にあるミカン畠約1,800平方メートルの荒廃農地を再生をし、キヤベツを栽培したいとの要望があったためございます。

具体的には、その土地の古木の抜根、また除草、天地返しをして土を耕すというような、事業費としまして72万8,000円が事業費としてございます。その2分の1に当たる36万4,000円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） ありがとうございます。分かりました。

歳出7款1項3目のところのは1番のところは取り下げて、2番の修繕料のことを聞きます。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

修繕料につきましては、海湖館の東側の壁に以前取り付けられていきましたひさしを再設置する費用でございます。このひさしを設置することで、施設の外観が向上し、日差しを遮ることができます。昨今の猛暑にも対応し、利用者が快適に過ごせるようになります。

この修繕は、今回の店舗移転を契機としまして実施するもので、56万1,000円を補正予算に計上させていただいております。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。それで、今回これで補正されて、いつ頃までに完成して完成した時点で海湖館の中での営業が開始されるということですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

海湖館1階は年度内、できれば令和7年2月ぐらいを目指にきれいにしていきたいというふうに思っております。営業は外の駐車場で今そちらのほうを行っていますので、中ができましたら移転をして来年の4月には海湖館内での営業ができるように、そんなスケジュールで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました、ありがとうございます。

では次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） 8款4項1目は取り下げます。

その次が、10款6項6目のところの修繕内容は取り下げます。

2番の修繕することで、境界については解決ができるか伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

修繕の内容につきましては先ほど申しました通りで、越境しているというところでフェンスのやり替えと取替えを行うものです。こうすることで、境界のほうの問題につきましては解決をいたします。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 今度は木柵じゃなくって、アルミフェンスに替えていくっていうことで、やはり隣地のところの境界は柵を結わなければいけなかつたんでしょうか、これ私よく分からんんですけど、やっぱりフェンスを工事したほうがよかったのか、それともそのまんまではあんまりよくなかったんですかね、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

隣地の方がおうちのほうを新設するということで、柵は結ってほしいと、つくってほしいというようなことでございます。こちらとしましても、先ほど申しましたようにアルミのところで、木ですとどうしても10年ぐらいで腐ってしまったりとかっていうものがございます。ただ、この建物については文化財とかっていうところではないところにありますもんですから、今度はアルミにしてしっかり整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

その次が、10款7項1目のところです。こことのまづ購入面積を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今回購入します土地は、新居体育馆東側の道路を挟んだ砂利駐車場の一部で、1筆212平方メートルです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

それで、2番目へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○14番（竹内祐子） 新居体育館の駐車場の借地は、残りはどのくらいありますか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今回の購入により、残りの借地は2筆526.77平方メートルとなります。借地割合は、駐車場用地全体の46%となります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

その次へ行きます。その次は人件費のところで、介護職員2名の増員理由を伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） 答えいたします。

要介護認定は、主治医による意見書と介護認定調査員による認定調査の結果を基に、認定審査会に諮り、要介護度を決定するものでございます。

この要介護認定は、介護保険法の規定により、要介護認定の申請のあった日から30日以内に結果をお知らせすることとされています。しかし、湖西市においては、要介護認定の申請から認定調査を実施するまで30日以上を要しており、決定するまでは42日以上を要しているのが現状でございます。したがって、現在、会計年度任用職員4名で認定調査を行っていますが、早期に調査を行い、決定までの日数を短縮するために2名の増員をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

それでは、2番目のところの会計年度任用職員3名の配置先を伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

3名の会計年度任用職員のうち2名は、先ほど申し上げました認定調査員でございますので、高齢者福祉課介護保険係に配置をいたします。あと1名は、高齢者福祉課の包括ケア推進係に配置をし、在宅医療・介護連携推進事業の事務補助員として配属する予定でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。事務補助員なので、十分に業務は遂行できるということでおろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

できれば保健師等の専門職がいいんですが、なかなか専門職の確保が難しいものですから、事務補助員として採用いたします。専門職でなくてもできるような業務をその職員にお願いをして、業務をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、14番 竹内祐子議員の質疑を終わります。

続いて、2番 山本晃子議員の発言を許します。

[2番 山本晃子登壇]

○議長（馬場 衛） 2番 山本晃子議員、どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子です。同じく、議案86号です。

歳出2款1項6目、こちらは先ほどの先輩議員と同僚議員の質疑により理解いたしましたので、取り下げさせていただきます。

続きまして歳出10款2項1目、現在こちらはどのような不具合が生じているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

[教育次長 鈴木啓二登壇]

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今回の調査をする対象校は岡崎小学校です。小学校全ての学校で、ネットワーク環境の聞き取り調査を実施いたしました。そうしたところ、岡崎小学校でネットワークが遅い、つながりにくいという回答がありました。次年度の1人1台タブレットの更新に向け、良好なネットワーク環境がタブレットを更新時の補助金の必須条件となります。こうしたこと

から、今回、専門業者に電波の状態やカバーエリアの調査を依頼するものです。

なお、今回、本調査につきましては事業費の3分の1が国庫補助の対象となっています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。こちらは全小学校同じ状況で、岡崎小学校だけが不具合があるということでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

聞き取りをしたということを先ほどお答えさせていただきましたが、これは体感というところ、感覚的なものだったんです。ふだんいつもつながりにくいと答えたところが岡崎小学校で、ほかの小学校については全て良好であるという回答がありました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 体感というお話だったんですけど、これ体感っていうともしかしたら調査をして不具合じゃないということもあり得るっていうことでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

まず、国の補助金のフローチャートというものがございまして、まずはユーザー、学校の体感調査でもつながりにくいと、そうした学校においては今回補正でお願いしてます専門業者によるネットワークのアセスメント調査を実施しようということになっていますので、次のステップということで岡崎小学校の調査を専門業者にしていただくものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました、ありがとうございます。

続きまして、同じ内容なんですけれども歳出10款3項1目こちらも同じですよね、どちらの中学校なのか教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。中学校に

ついては、今回調査する学校は湖西中学校です。
以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました、ありがとうございます。

続きましてその下です。給食費物価高騰対策費です。補助金、委託料、賄い材料費の積算根拠を教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

補助金、委託料、賄い材料費の積算式は全て同じとなっています。

その積算式ですが、1食当たりの価格上昇額、これが1食単価に上昇率14%を乗じた額ということになります。上昇額掛けることの給食の回数掛けることの対象人数、こちらが積算式になります。

また、幼稚園、保育所、こども園につきましては、年齢により1食単価や給食の回数に違いがあるため、それぞれの年齢層の金額を積み上げて算出しています。ここでの説明は1食当たりの価格上昇額、給食回数の平均値でお答えをさせていただきます。

それでは、内訳について説明をさせていただきます。

まず、補助金の2,415万6,000円は、全ての小学校分の上昇額46円掛ける100回掛ける2,669人分と、全中学校分の上昇額52円掛ける100回掛けることの1,476人分と、民間園10園分の上昇額40円掛ける120回掛ける887人分です。

次に、委託料の46万5,000円は、鷺津幼稚園と知波田幼稚園分で、上昇額38円掛ける100回掛ける124人分です。

最後に、賄い材料費159万2,000円は、岡崎こども園と新居こども園分で、上昇額38円掛ける100回掛ける407人分です。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。上昇率14%はどういった数字か、教えていただけますか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

令和6年度における給食の主食、米・パン・麺と牛乳の価格が、前回給食費の改定時の基準、こちらは令和4年となります。その価格と比較して14%増加しているということで、上昇率は14%とさせていただいております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 最後に1点、それぞれ1人当たり幾らになるのか教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 小学校では330円が376円、中学校では374円が426円ということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 以上です。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 山本晃子議員の質疑を終わります。

ここで、再開から1時間を経過しておりますので暫時休憩といたします。再開は15時35分。

午後3時19分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、議案第86号の質疑を行います。

次に、9番 福永桂子議員の発言を許します。

[9番 福永桂子登壇]

○議長（馬場 衛） 9番 福永桂子議員、どうぞ。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。歳出の2款1項14目について御質問いたします。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） この項目は、もう既に2人の同僚議員が御質問されてますので、同じような回答になるかなというような想定もしますけれども、私が求めていますことは、なぜ退任直前に台湾に行く必要があるのかということ、またその意図や動機を明確にすることなんです。言うなれば、7月に聞いたと、今行く緊急性はどうなんだろうということとか、市長が行かなければならぬ、絶対に行かなければ

ねばならない理由というものが明確に見えてきません。その辺りをちょっと教えていただきたいです。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

[企画部長 山本敏博登壇]

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

昨年度の訪台によって、築いた現地とのつながりを今後も継続していくこと、三湖連携の中での台湾、日月潭、南投市とのつながりを大切に今後へつなげていくための訪問が目的となります。

加えて、日本台湾交流協会や県台湾事務所とも現地の経済状況や観光需要、今後の交流などについても意見交換を行い、今後の取組に生かせるような関係を維持していきたいと考えております。

また昨年度、現地の旅行会社との商談や特設ステージの宣伝活動等を実施しておりますが、今回もビューローや伊豆地域の自治体も参加する台北国際旅行博を視察し、最新の観光情報やサービス、台湾のお客様の動向といった情報収集に努め、今後のプロモーション等に生かせるようにしていきたいと考えております。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 申し訳ないですけども、やっぱりはつきりしないんです。具体的に、退任直前の公務出張が、市にとって何をもたらすのかというところが明確に見えてこないんです。この緊急性や市長でなければというようなことが、市政や行政にとってどのようなメリットを期待されているのかというところも明確ではなく、そして市長の退任とこの公務、出張がどう関連しているのかっていうところも見えてきません。

特に、このような出張は市民の意見や他の関係者の意見、そういうものを尊重して透明性を持って行うべきじゃないのかなとは思うんですけども、それについてはどうですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

やはり、先ほども申しましたとおり、これまで培ってきた昨年できたつながりを大切につなげていくには、継続してやるというのが一番大切なことだと

考えたところです。

ちょっとイベントのタイミングともかぶりますけども、これを例えれば来年以降、新しい市長ということになりますと、そこまで1年間空いてしまいますので、その期間にそういうつながりもなくなってしまうのも難しいのかなというところもありまして、今回このタイミングでということにさせていただいております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） そうしましたら、つながりをとか今後へのつながりを続けていくっていうふうなことでしたら、部長や市職員に代行させるということも考えられると思うんです。退任を表明している以上、市政の重要な課題とか外交活動を引き継ぐ準備がやはり必要だと思うんです。そして、部長や市職員が代表して台湾を訪問し、現地の活動や交流を継続させることができると思うんですけども、これについてはどう思われますか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

やはり、市長が行くというこのトップセールスを行うという部分は非常に大きいと思います。やっぱり、組織のトップが行動でこういったことを率先してやっていただくというのが、先方のほうにも大きい影響があると思いますし、理解もしていただけるんではないかなと思います。また市の状況、先ほど言った観光の受け入れもちょっとずつ動き始めたよというところも、やはり市の代表としてそちらのほうを伝えていただいたほうが、先方にもよく伝わるのではないかなどこのように考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） でも、毎年あるイベントですし、次の市長がその責任を果たすっていうのは自然でもあるかなと思います。

そして、公費の無駄遣いとは言わないんですけれども、やはりそういうことを避けるっていうことは必要ではないかなと今聞いてて思いました。公費の使用に対する厳格な基準は求められているはずなん

です。そして、特に退任を控えますと、費用対効果を十分に検討すべきだと私は思います。

もう一度言いますけども、毎年行われたり同僚議員の質問の御答弁を聞いていたりしますと、出張が次期市長にでも委ねられれば、出費は市政の継続性を考慮したり、より適切な判断になるんじゃないかなという思いはしています。

○議長（馬場 衛） 次の質問でいいですね、どうぞ。

○9番（福永桂子） 次の質問に入ります。歳出の10款6項6目です。修繕が必要になった主な原因をお聞きいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

紀伊国屋資料館の設置から23年以上が経過しております。木柵が傾いた主な原因というものも、経年劣化によるものというふうに考えております。以前は、隣接をしていた建物が日光や風というものを防いでいましたけども、ここ数年は隣が空き地になっていました。風などの影響を受けまして、木柵の上部が傾いたのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 私は予防保全についてお聞きしたかったんですけども、山口議員の答弁のときに予防保全のためにお金は置いていますとおっしゃって、だけれども突発した修繕であったので、補正予算を組みましたということをおっしゃったと思うんですけども、それは足りなかったということですか。この予防保全に置いたお金というのはどうなったんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 2番目の質問に行ってるわけね、この項の中の。

○9番（福永桂子） 1番と同じ。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

予防保全の予算というものは、建物自体、老朽化が進んでおりますもんですから、そういうところを確認をして、計画的に当初予算のほうに計上して

います。ですが、今回の修繕というものは隣地との境界確定をしたときに5センチ、6センチ、目視ではよく分かりませんが、その程度の傾きが隣地側のほうに木柵が傾いていたということで、今回急なとすることで補正予算のほうで計上させていただいています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。予測が困難だったということで理解いたしますけれども、ただ文化財ですので予防保全のための定期点検とか、計画的な維持管理によって、ある程度の予測は可能とすべきだし、可能じゃないかなと私は思います。中長期的な修理コストの削減や、住民の安心感というか安全確保にこれはつながると言われていますので、今後の予算編成やそれから修繕計画に、予防保全を積極的に取り入れていただきたいなと思い、質問をいたしました。

これで私の質問は終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 福永桂子議員の質疑を終わります。

続いて、18番 二橋益良議員の発言を許します。

[18番 二橋益良登壇]

○議長（馬場 衛） 18番 二橋益良議員、どうぞ。

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。

8款2項3目の道路新設改良費の中の、市役所北側1号線において境界立会いの結果、用地を購入する必要がなかったということありますが、その経緯をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

令和5年度に行った市役所北側1号線測量設計業務委託において、用地測量、境界測量、用地調査、境界測量の結果に基づき、土地境界確認を行ったところ、計画する12メートルの道路及びその取り合い部が現在の道路用地内に収まることが確認できたため、土地購入費が不要となったものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 当初予算では土地購入費ということで2,572万円、大体150坪ぐらいになると思うんですが、これだけの大きな面積を言ってはなんですが、この道路において誤差があったと、多分誤差があったんじゃないかなと思うんですけども、もともと境界立会いをする前に、確定測量って本来してなければいけないと思うんですけど、そこら辺はしなかったんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） この土地、昭和61年から平成元年に用地買収をしたところであるんですけども、本来であれば境界分が入っていてもおかしくない状況なんですけども、いかんせん周辺が昭和63年に図書館の工事であったり、平成11年には古見川の工事であったり、平成6年から平成17年にかけて下モ田の区画整理事業をやったりして、現地が大分変わってしまってまして、恐らくくいが飛んでしまって、もう一回、今回調査し直したというところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋議員。

○18番（二橋益良） そうすると、逆説で考えますと、もともとあったものを復元させたっていうことになりますか、境界。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 境界を復元しまして、境界立合いをやった結果というものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 一つ問題になるのは、ここの全敷地というのは、借地のほうが比率では高いと思うんですけども、借地の場合には本来、公図上の面積でいくか、あるいは確定測量をして厳格に面積を求めて、借地料を支払うという形になると思うんですけども、これ一つ見てもどうもそこら辺が曖昧だなと思うんですよ。これ全体どうなってるんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 恐らく、登記簿面積で借地のほうをしてるかと思われます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋議員。

○18番（二橋益良） そうしますと、売買するときに、必ず確定測量しなきやいけないような状況が起きるっていうことじやないかなと思うんですけども、本当は実際土地の面積に単価を掛けて、多分借地料を設定しておると思うんですけども、そこら辺が公図上と非常に曖昧になってるんじゃないかなと、私は観測します。最初に、これは別の話をしてまして、今回のこの道路を設定するときに、要するに改修するときに、本来、改修の計画の中に当然設計が入ってると思うんですけども、その設計っていうのは本来どんな形でやりましたか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

当時ですと、勤労者体育館を造ったときに、恐らく勤労者体育館の敷地から今の消防工事やってる側に道路幅を設定しまして、それを区画整理側のほうに伸ばしていったものと思われます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 補正予算の質問ですので、あえてそれ以上は話しませんけども、そういうような状況がこの中にはあるということだけは、やっぱり認識しなきやいけないと思うんですよ。言うなれば、本来この庁舎の敷地の中にある道路というのは、はつきり言うと一番ちゃんとした厳格を持って、道路を設定しなきやいけないんじゃないかなと思うんですよ。官民の境界というのは、どこでも多少のぶれはあったり、いろいろ難しい状況はたくさんあると思うんですけど、まず足元をちゃんとしない限り、外にはあまり発信できんじやないかなと思うもんですから、これからこれはしっかり厳格に対応していかにやいけないと思うので、今後、対策を考えてください。

以上です。

それから次のこの人件費ですけども、先ほど竹内議員のほうから質問があったもんですから、内容的には分かりましたけども、でもこれ全体を見ると産休から長期の休暇とかいろいろあって、産休のため

に、任用職員を1人配置するということでこれは分かるんですけども、次からがよく分かんないのは介護認定のために調査員を2名増やすと、その次に何があるかというと長期休暇で1人減員してるよということで、増員するための財源として拠出してるっていうのは分かるんですけど、実際、減員したのが何人で、そしてなおかつ今の人員配置が何人になっているかということが、ここではちょっと見えないんですよ、そこら辺どうですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

まず、介護認定調査員とそれ以外の事務補助の会計年度任用職員は、ちょっと分けて考える必要があるのかなというふうに思っております。

先ほど竹内議員からの御質問にお答えしたとおり、現在、介護認定調査員4名います。申請から決定までの期間が長いということ、それから令和5年度まではコロナ禍において調査、それから審査会をしなくて介護度の変更の必要がない場合には、調査が必要ではなかったという制度があったんですが、それが令和5年度に終わりまして、令和6年度からまた調査が始まったということで、調査件数が伸びてきたということがございます。ということで、調査員を2名増員して6名にしたいということでございます。

それからもう一人の会計任用職員につきましては、4月の上旬から1人の職員が体調不良ということで長期休暇に入り、そのときには6か月程度の休暇予定だということで、それからあとその係の係員が育児をされている職員が多くて、フルタイムで働けない職員が固まっていたということもあってお一人、会計年度任用職員を採用したいということでございます。人員としては、その会計年度任用職員を入れて4名の体制となっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 二橋議員。

○18番（二橋益良） なかなか、いろいろその現場では問題点がたくさんあると思うんですよ。一番困るのは長期休暇とか、育児の場合には単発的なんですが、ただここで何が見えないかっていうのは

現体制が何人で、これからこの補正をつくるためにこれだけ増やしましたよ、これからこの体制でいきますよということが表現で分からなかつたもんですから聞いたんですけども、それともう一点いいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○18番（二橋益良） 片一方は任用職員の報酬になつとるんだけども、拠出金というのはどういう内容なんですか、繰出金か。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

特別会計の人事費になりますので、そちらの会計への繰出金ということになります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 会計処理上、こういう表現になるかと思いますけども、あくまでここで人事費つていったらあれですね、人事費として打たないところの内容は分かんないですよね。表現の違いかも分かりませんけども、そういうことをこれから一つ分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 以上で、18番 二橋益良議員の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝議員の発言を許します。

[17番 神谷里枝登壇]

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝議員、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。同じく議案第86号、補正予算（第4号）について、通告に従いまして質疑を行います。

まず最初に、2款1項2目で今までの答弁でいろいろ分かってる点もありますが、お聞きしたいと思います。

まず、国の方はお二人行っている、それから民間にお一人っていうことで、月15万円で東京、名古屋を往復っていう御説明があったと思うんですけども、この月15万の出張費ってすごいなと思うんですけども、その辺少し納得できるような御説明願えますか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

[総務部長 安形知哉登壇]

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。

今、月大体15万円というような関係なんですが、今、日々事例で、6月の事例を例に話をさせていただきます。今回については、名古屋オフィスあと東京のオフィスを行き来してるということで、1か月間で10回、東京オフィスのほうに勤務をしております。ということで例えば2日間、東京で勤務をするとなると、例えば名古屋から東京への新幹線代とか交通費、それと宿泊代が1泊かかります。ということで、大体の1回の2日間の出張で約4万円から5万円が1回にかかるというようなことで積算をしていくと、平均月15万円というような見積りになるのかなというふうに計算をいたしました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） もし差し支えなければ、この方はどういった職務に就かれているんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。

この月15万円ということになると、民間へ出向している職員の分になります。民間のモノづくり企業の人事的な秘書的な部分へ配属をされておりまして、いろんな渉外関係なんかを担当しているというような職務命令になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ちょっと聞き取りづらかったんですけども、民間へ派遣されている方は、要するに秘書のような職務研修を行っているって、そういうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えします。

実際には、社長室のほうへ配属になっておりまして、秘書業務というよりどちらかというといろんな事業関係を事前調整をしたり、現地へ行ってまずはその事前の打合せをしたりというような、渉外の業務をやっております。

以上になります。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） そういう場合は、どういうところの職場で研修をしたいという要望なんかは出でんでしょうか、それとも受け入れ側の配属に従うということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

派遣につきましては、こちらの要望が聞くというよりも、どちらかというと配属先の用務によりまして配置が決まるというような状況でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。じゃあ同じところの2点目で、配置された所属の業務により多方面への出張があるためとのことですけども、市の旅費規程などとの整合性をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

国や民間へ派遣をしている職員への旅費の支給につきましては、研修の実施要領や覚書によりまして、湖西市が負担することとなっているため、湖西市職員の旅費支給条例等の規定に基づきまして、他の職員と同じ基準で支給をしております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました、次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 2款1項14目で、先ほど来、同僚議員たちがいろいろ質問をさせていただいており答弁も伺っておりますが、私も確認をさせていただきたいと思います。

まず、花博でどれだけの来場者がいましたよという答弁があったと思いますけども、そういった会場へ来た方が、湖西市へ足を運んだとかそういったところ辺の確認はいかがなんですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

市内の宿泊施設への宿泊客数というデータがあるんですが、これが昨年度の4月から6月の数が971人だったのに対し、本年度は4月から6月までで1,277人と、大きく増加のほうをしているというデ

ータがございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） すいません、ちょっと聞き取りづらかったんですけども、市内の宿泊所に971人いたのが、花博によって1,277人に増えた、私、市内のこと伺いたいんです。花博に寄って、市内の宿泊所にどれだけの人が宿泊したとか、そういうことをつかんでるのかどうか、確認したいなと思ったんですが。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 御回答が分かりにくくて申し訳ございません。

先ほどお答えしたのが、市内への外国人の宿泊人数ということで、花博も含めて市内へ宿泊した方という形になります。

先ほど申しましたが、4月から6月までという形でデータのほうを区切っておりますので、開催期間中にこれだけの効果があったのではないかなどと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） それから、要人の方が花博中に見えたという御答弁もあったかと思うんですけども、そういった台湾の要人の方が湖西市役所訪問とか、そういったことはありましたか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

湖西市役所のほうへの訪問のほうはございませんでした。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。それから、答弁の中で今円安だけれどもそういったときに、海外へ行くのはどうかなっていうような御質問があったんですけども、円安時だけでも公務だから、市民からの理解は得られるという答弁があったと思うんですけども、ここは間違いないですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

公務で行かれるということで、旅費ということで、そのときの円安円高というのは影響が出てくるかと思いますが、台湾のほうへの訪問が必要だと判断したので、理解のほうは得られるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ということは、正直に言いますと本当にこの時期に台湾へ行く必要性っていうのが、私にとっては理解し難い部分かなっていうふうには取れました。去年も行かれて約1年経過するわけですけども、ちょっと2番にも移っちゃうかもしれませんけどもいいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） まず、この1年間で台湾との交流という言葉がいいかどうか分かりませんけども、行政として何かこういったことを目指したいとか、何かそういう検討はされましたか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

昨年度訪問されて、向こうの方とお話しする中で、湖西市のはうに来ていただければウナギのはうを食べられるとか、そういうお話のはうはされたということで、こちらのはうでそういう観光の受入れができないのかという話のはうの検討はしたいと思っております。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） その答弁で大丈夫ですか。1年かかって湖西市が台湾と交流していく上で、何か検討したことありますかというのが、ウナギが食べられるからどうかって、それってどうなんですか。あくまでも、やっぱりそういう受け止め方をされているって解釈しかねないですよ、その答弁ですといいですか、それで。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 台湾との交流については、ビューローとかそちらのはうと一緒にやっておりまして、そちらの連携の協定をベースに、今後の交流とかを検討したいと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 浜松市さんは、10年来ずっと前から観光交流都市協定というのを結んでやってきていて、去年、浜松市長も台湾へ行かれて、これから若い世代にもいろいろ経験してほしいということで、友好交流協定ということを結んでいったと思うんですけども、湖西市は次世代に向けてそういうことも検討していないってことですか、1年もたって。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 台湾を訪問したときの向こうとの相談とかの中で、湖西市としては今年やりました舟運の実証実験ですとか、日月潭の観察を生かすような事業のはうを検討しているという感じになるかと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ちょっとやっぱり視点が違うというのが確認できました。

それから今までの答弁の中で、他市町との首長さんと行動を共にするしないという質問もあったかと思うんですけども、はっきりとお答えいただきたいと思います。他市町の首長さん、また県が企画して皆さん一緒にスケジュールで、今回台湾を訪問するっていうそれとは違う、またそうする、どちらかはつきりお答えください。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

今回は、向こうのはうではほかの首長さんたちといろいろ交流はあるかと思いますけども、今回の行程については市単独のはうになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） そうしますと、やっぱり湖西市長だけが行かない、いかがなもんかって考えている議員もいるわけですけども、そこは違うという認識でよろしいですね。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

すいません、ちょっとお時間いただきます。

○議長（馬場 衛） 暫時休憩とします。5分ほど時間をいただきたいということです。

午後4時13分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（馬場 衛） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

企画部長の答弁からお願いします。企画部長。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 先ほど申しましたとおり、湖西市が単独のほうで行動するんですが、ビューローとかでやってる台湾とか日月潭の交流の中で、当市としては南投市、日月潭に赴いて、直接、表敬訪問等させていただきたいということで、別々の行動になっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） いいんですけども、浜名湖ビューローのほうにといつても、去年の決算でも9万円ですよね、湖西市から出して職員1人出向してます。去年も行ってまた今年も行って交流を深めて、将来の湖西に云々というそら辺の力の入れ具合が、うまく感じ取れないかなと私は思っております。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 今のところはこれで終わります。

次に、3款2項1目の児童手当支給事務費ですが、これについて積算根拠の説明を求めます。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。

通信運搬費の増額分は、令和6年10月からの児童手当制度の拡充に伴い、通知文等を送る必要が生じた方3,300人分の郵便料であります。

その内訳としましては、新たに支給対象となる高校生年代の子供がいたり、手当額が増額される第3子がいたりする世帯など、児童手当支給額に変更がある方への額の改定通知用としまして、2,500通分と、多子加算対象のカウントの方法が変更となるこ

とにより、監護状況等を確認するため、書類の提出が必要となる方への案内等としまして800通分、合計3,300通を1通当たり92円の単価で積算し、30万4,000円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） この部分、当初予算でたしか42万5,000円ぐらい計上されてたかなと思うんですけども、それとは別に明らかに制度改革によってこれだけどうしても必要だというそういうことで、当初予算とは違いますよということですか。

○議長（馬場 衛） こども未来部長。

○こども未来部長（鈴木祥浩） お答えいたします。議員おっしゃるとおりでございます。6月から8月にかけて、制度改革の詳細が判明したことによって、新たに計上させていただいた増額分でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 了解しました、次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 4款1項3目の火葬場の管理運営費における火葬炉再燃焼室の耐火材劣化ということですけども、内容をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。火葬の本体の主要な部分は、主燃焼室と再燃焼室で構成されています。再燃焼室は、火葬の際に生じた有毒ガスを高温で再度燃焼することにより、無害化させる機能を果たすもので、炉を保護するため軸体内面を耐火材で覆う構造となっております。この耐火材は消耗部品であることから、定期的な交換が必要となります。メーカーが推奨する交換の目安は火葬400件程度であります。当市の火葬炉1台当たりの使用実績は年間約200件となりますことから、おおむね2年程度で交換を見据えることとなります。

前回、令和元年度に修繕を実施して以降、年2回の保守点検業務で、劣化具合を慎重に確認してまいりましたが、今年6月の点検において、今後の安定した運転機能の確保に支障が生じる劣化が認められ

ましたので、このたび交換に要する費用を修繕料として計上させていただいたものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。そうしますと、これはまた2年後ぐらい2年後ぐらいって、順に修繕費が発生してくるという見通しなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 7款1項3目の観光振興費で、こちらのほうもいろいろ御答弁を伺っております。店舗移転の経緯を伺うということですけども、これは要するに新居町時代からこういった状況で、あそこの県のところを借りて営業していたと、まずそういうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

海湖館ができました当時、あそこの新居弁天のにぎわいづくり創出ということで、店舗のほうをチャレンジ店舗ということでしたところがあります。そういうときに、進出した店舗が含まれて今回の店舗である一つもあったということです。そのときは3者、3つの事業者がやってたんですけども、2店舗については撤退をして1店舗だけ残ってる这样一个所です。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 海湖館がオープンしたとき以来というと、そうすると県のほうの土地をお借りしてた契約の見直しというのは、ずっとなかったということなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

当初のほうはなかったというふうに聞いてますけど、ここ数年来は駐車場の占用の目的外の利用にな

りますということで、あまり好ましくないということでの御指摘を受けておりました。

今回、今年度末に契約が切れるというようなところから、今回の移転ということで進めることになりました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。先ほどの同僚議員も、やっぱり公募はしなくてよいかという質問があったかと思います。今のような経緯があつてやらないという答えだったと思うんですけども、ある意味、既得権は認めたということでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

既得権というか優遇措置というふうに捉えがちですけども、これまで適正な、今回は適正な営業場所のほうで移転をして、これまで釣りのお客様の利便性、新居弁天地区の観光振興のほうにも考慮して、ここまで取り組んでいただいておりますので、観光協会とも調整をして、今回移転をしたというところになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

2番目は取り下げます。

3番目の工事請負費について、内容をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えをします。

工事請負の内容につきましては、海湖館前の広場のほうに日よけ用のカーポートのほうを設置する工事になります。海湖館前の広場では、夏のイベントとして魚やウナギのつかみ取りが行われており、多くの家族連れでにぎわっております。しかし、昨今の猛暑、また台風など影響がございます。また、現在の日よけ用の施設というのが、単管パイプで簡易的に手作りをしたものになってまして、日よけでは十分ではないというようなところがございます。今回、より耐久性のある日よけのカーポートという

ことで設置をすることとしました。

サイズは、カーポート2基を設置をしまして、合計で10.2メートル掛ける7.2メートルの広さの日陰スペースがこれで確保されるようになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、あの辺もあまり足場がよくない、車椅子の方も見えたりしてたこともあったんですけども、そこも整備するとおっしゃいましたか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 日陰ができるとこですね、そちらについても整地をする予定でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 了解しました、ありがとうございます。

8款4項1目については取下げをします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

8番 三上議員から動議のための発言の許可をお願いしますとの声がありました。発言を許可します。
8番 三上議員。

〔8番 三上 元登壇〕

○8番（三上 元） 補正予算全体には不満はなく、1点だけへの疑問のため、この際、修正動議を提出いたします。

議案第86号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第4号）に対し、歳出予算2款1項総務管理費に関わる補正額5,042万4,000円のうち、一部減額するため、所要の修正をされることを望みます。

以上。

○議長（馬場 衛） ただいま8番 三上議員から議案第86号 湖西市一般会計補正予算（第4号）の修正の動議が提出されました。賛成される方はおられますか。

暫時休憩とします。

午後4時28分 休憩

午後4時28分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開します。

先ほど動議がありましたですが、内容的に少し理解できないところが多いということで、短時間のうちに済ませたいと思いますが、議員間討議を委員会室で行いたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

午後4時28分 休憩

午後5時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） ただいま8番 三上議員ほか1名からお手元に配りました修正の動議が提出されましたので、提出者に修正案の提案理由の説明を求めます。8番 三上 元議員。

〔8番 三上 元登壇〕

○8番（三上 元） 8番 三上 元でございます。議案第86号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正いたしたいと存じます。

第1条第1表歳入歳出予算修正の一部を、別紙のように改めさせていただきます。別紙を御覧ください

いませ。その内容は、歳出、2款総務費1項総務管理費の補正額5,042万4,000円を、4,978万3,000円に減額し、13款予備費1項予備費の修正額64万1,000円を追加するものでございます。

このほか、補正額の修正に伴う計の欄などの修正額は、修正案に記載したとおりでございます。また、本修正に伴う補正額の総額に変更はございません。

提案理由を申し上げます。

台湾出張の問題です。私を含め、複数の議員が質問しその答弁を聞きましたが、この訪問の目的は台湾の人々へ来年、再来年度に向け、湖西市をPRすることにあります。それならば、この時期に慌てて退任直前の市長が台湾を訪問する緊急性はありません。新任市長が、挨拶を兼ねて台湾を訪問するほうが、妥当であると考えたことが提案の理由でございます。

以上。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

修正案に対する質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。まず、修正案に対して討論のある方はございませんか。

12番 楠議員。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸です。私は、この修正案に対して反対の討論をします。

先ほど来、質疑も行いましたけれども、この台湾との交流ですか湖西市のインバウンドの施策に対して、やはり重要な位置づけだというふうに私も認識をしているところですので、現市長がしっかりと台湾と継続的に友好を結んでこられることに、退任間近といえども、湖西市の市長としてしっかりと役割を果たしてきていただく、責任を持って任務を果たしていただくことを望みまして、私はこの修正案に対して反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は、修正案に対する反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

福永議員。

〔9番 福永桂子登壇〕

○9番（福永桂子） 私は、この修正案に対して賛成討論を行います。

特に、退任を控えた市長が行く場合、その費用対効果を十分に検討すべきであって、それがなされているとは思いませんので、また出張が次期市長に委ねられれば、その出費は市政の継続性を考慮したより適切な判断になると思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は、賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 続いて、原案に対して討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第86号について採決をいたします。初めに、本件に対し8番 三上議員から提出された修正案について採決いたします。本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 17番 神谷議員。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。ただいま可決されました補正予算（第4号）につきまして、附帯決議の提出をお願いしたいと思います。

提案説明をもって附帯決議案とさせていただきたいと思います。

2款1項14目秘書関係経費64万1,000円の執行に当たりまして、職員も事務事業評価、また成果、目

的等をしっかりと把握、また吟味した上で予算執行に当たることを附帯決議といたしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（馬場 衛） まず最初に、ただいまの17番 神谷里枝議員の動議に対して、賛同者がおられるかどうか確認させていただきたいと思います。賛同される方はおられますか。

〔賛同者挙手〕

○議長（馬場 衛） 1名以上の賛同者がおられまので、動議は成立しました。

ただいまの17番 神谷議員の附帯決議案について、説明は今されたということですので採決させていただきたいと思いますが、ただいま17番 神谷里枝さんの附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 賛成少数でございますので、附帯決議案は否決されました。

それでは、次に移らせていただきます。

○議長（馬場 衛） 日程第15 議案第87号 令和6年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第87号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが

って、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第88号 令和6年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第88号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第89号 令和6年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。
それでは、議案第89号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手
を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが
って、議案第89号は原案のとおり可決されました。

[賛成者挙手]

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが
って、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第91号 令和
5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。
本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第92号 令和
5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認
定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。
本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第20 議案第93号 令和
5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。
本件は、総経済委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第21 議案第94号 令和
5年度湖西市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定

についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。
本件は、建設環境委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第22 議案第95号 令和
5年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認
定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。
本件は、建設環境委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第23 議案第96号 令和
5年度湖西市病院事業会計決算認定についてを議題
といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり
ません。質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。
本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第24 議案第97号 刑事
訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長（馬場 衛） 議会運営委員長に提案理由の
説明を求めます。

[議会運営委員長 神谷里枝登壇]

○議会運営委員長（神谷里枝） 17番 議会運営委
員会委員長 神谷里枝です。議案第97号 刑事訴訟
法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提
出について、意見書案を朗読し、提案理由に代えさ
せていただきます。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。
冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が

国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきはない。

よって、国においては冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

1、再審請求手続の審議の適正化に資する規定を整備すること。2、再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。3、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣宛て。

静岡県湖西市議会。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いします。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第97号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。

午後 5時40分 散会
